

資料紹介 善教寺蔵・小栗憲一「琉球日記」について

川邊雄大・町泉寿郎

はじめに

筆者らは近年、北九州（九州北部）における真宗について関心を持ち、九州各地の寺院・機関等において資料調査を実施した。

なかでも、小栗憲一が住職をつとめた善教寺（大分県佐伯市）では、平成十九年（二〇〇七）以来これまで度重なる資料調査を行つてきた。

小栗憲一（一八三四～一九一五）は、東本願寺（真宗大谷派）の僧侶で、中国布教を行つた小栗栖香頂（一八三一～一九〇五）の弟にあたり、豊後戸次（大分市）の妙正寺に生まれ、元園のちに布岳と号した。兄の香頂と同じく豊後・日田の漢学塾・咸宜園に学んだ後、幕末維新期にかけて、長崎などで教会に諜者を潜入させるなどの対キリスト教活動に従事した。維新後は上京し、宗名回復運動（明治四年）に参加したほか、彈正台・監部・宮内省・教部省・大蔵省などで勤務した。この間、明治六年（一八七三）に北京滞在中だった香頂からの手紙を編輯した「支那開宗見込」を本山に提出し、清国

布教を提言した。明治十一年（一八七八）には、琉球藩庁に捕縛された信者の釈放などを求めて那霸に派遣され、藩庁との交渉にあたった。その後、善教寺住職や真宗京都中学校長、本山議制會議長をつとめたほか、明治三十一年（一八九八）に韓国を訪れ韓国皇帝に謁見している。

兄の香頂については、常光浩然『明治の仏教者²』、陳繼東『清末仏教の研究—楊文会を中心として³』などの伝記や研究があるのに比して、小栗についてはこれまで伝記等の基礎資料がなく、研究について不充分な点があつた。

また、琉球における第三次真宗法難事件（明治十年）も、基礎資料および先行研究ともに少なく不充分であつた。

そこで、川邊は善教寺に所蔵される資料などを用いて、この法難事件について検討したほか、町は小栗と松本白華（一八三九～一九二六）との交流について検討した。⁵

本「琉球日記」は、真宗法難事件に関して小栗（東本願寺）と琉球藩庁あるいは内務省出張所との書翰や会談による一聯のやりとりを記録しているが、これまでに知られていない書翰などの資料を多数収録しており、今後研究を進めるにあたって基礎資料となり得るものと考えている。よって、本資料の重要性に鑑み、このたび翻刻することとした。

解題

江戸時代、琉球は薩摩の影響を受けて真宗を禁止していたが、ひそかに講が結ばれ信仰（かくれ念佛）が続けられていた。幕末から明治初年にかけて三次（天保十年（一八三九）「知念仁屋仏像持下り事件」、嘉永六年（一八五四）「中山国廿八日講の法難事件」、明治十年（一八七七）「第三次真宗法難事件」）に亘り琉球国（のち琉球藩庁）によって弾圧される「真宗法難事件」が発生したが、小栗が関与したのは明治十年（一八七七）に発生した第三次法難事件であった。

明治九年（一八七六）五月、東本願寺は田原法水を琉球に派遣し、秘密裡に布教を開始した。幕末期の法難事件の生き残り

だつた備瀬筑登之の助けを得て、遊女を中心に信者を獲得し、毎月二回の講を行うまでになった。

しかし、明治十年（一八七七）十月二十二日、琉球藩庁の平良方⁶によつて真宗門徒は一斉逮捕された。その後、田原は上京し、当時東本願寺の後ろ楯となつていた内務卿・大久保利通に事件の経緯を説明したほか、『朝野新聞』（明治十一年一月四・六・八・十五日）に法水の日記等が掲載され、事件の経緯が報道された。⁷翌明治十一年（一八七八）二月二十七日、藩庁は裁判をすでに太政官達によつて裁判権を剥奪されていたにもかかわらず裁判を行い、門徒約二百六十名は流刑や罰金刑に処せられた。

同月、田原は那覇に戻り、門徒の釈放をめぐつて藩庁と交渉を続けたが進展せず、七月に本山は藩庁と会談を行うため小栗を琉球に派遣し、以後琉球における東本願寺の代表は田原から小栗となる。小栗は書翰の往復や交渉（八月二日）を行つたが両者の主張は平行線をたどつた。

そのため、小栗は内務省出張所（所長・木梨精一郎）に仲介を依頼するかたちをとり、八月二十二日に出張所において木梨ら立会いのもと、小栗ら東本願寺側と藩庁との会談が行われた。この席上、出張所は当時すでに太政官達（明治九年五月十七日）によつて裁判権を剥奪されていた琉球藩庁が、真宗門徒に対して行つた裁判・処罰は無効であるとして、始末書の提出を命じた。

後日、藩庁は出張所に始末書を提出し、二十九日に小栗は那覇を離れた。

その後、門徒は釈放され罰金は返金されただけなく、藩庁は裁判権を有しないことが改めて確認された。そして、翌明治十二年（一八七九）三月に行われた琉球处分により琉球藩は消滅し、沖縄県⁹となつた。

この、明治期の第三次真宗法難事件について記述したものに、玉代勢法雲『真宗法難史』（以下『法難史¹⁰』）、東恩納寛惇『尚泰侯実録』（以下『実録¹¹』）が、翻刻資料として琉球政府編『沖縄県史』第十二卷（以下『県史¹²』）、『史料稿本（尚泰関係史料）』（以下『市史¹³』）があり、研究として菊山正明「琉球处分における裁判権接收問題と真宗法難事件」、山口輝臣「信教自

由」と「国禁」——琉球藩・浄土真宗・内務省——がある。¹⁵

『法難史』は、事件の経緯について述べているだけでなく、多くの資料を引用しているが、典拠を示していない。また、『実録』、『原史』、『市史』などに収録する資料も断片的であり、必ずしも事件の全体像を網羅しておらず、前述の研究もこれに拠っているため不充分な点があつた。

本稿で紹介する小栗憲一「琉球日記」¹⁶は、小栗が書いた日記を、書記役として小栗と琉球に同行した三島秀亮が淨書したもので、小栗が琉球に到着した明治十一年（一八七八）七月十九日から、琉球を離れ京都の本山に到着する九月十二日までを記録している。内容は主に、藩庁や出張所関係者の往来や、小栗と藩庁および出張所との書面の往復等を記録しており、『市史』等に収録しない資料、とくに東本願寺と出張所との間の書翰や会談の内容などが多数見られ、従来の資料や研究の空白部分を埋めることができる。

以下、本日記の概要について見ていただきたい。

七月十九日、小栗は三島秀亮とともに那霸に到着した。翌二十日、出張所内警察署に「御届」を提出し、出張所長の木梨や同所員を訪問し、琉球出張の事情を告げている。

二十四日、布岳は藩庁宛に書翰（甲・第一号）を送り、面会を求めている。これに対して、藩庁側は多忙のため延引したい旨、書翰（乙・第一号回答）で回答した。

二十五日、小栗は藩庁に対し、書翰（丙）をもつて再度面会を申し込む。その後、藩庁より再度延引したい旨の書翰（丁）にて回答があつた。

二十六日、これに対しても小栗は書翰（戊）をもつて藩庁へ再度面会したい旨述べている。その後、藩庁より書面にて回答があり、両者は八月一日に面会することとなつた。同日、小栗は本山寺務所長の篠原順明宛に送った書翰の中で、藩庁の対応に対する不満や、木梨をはじめとする出張所員から理解と支持を得た旨について述べている。この間、小栗は書翰提出後および

藩庁からの回答受領後に出張所を訪問していることから、木梨をはじめとする出張所員と対策について話し合つたものと思われる。

八月二日、首里城内で東本願寺と琉球藩庁との間で最初の交渉が行われ、東本願寺から小栗・田原・三島が、藩庁から親里（伊舍堂盛英）・阿波根・摩文仁の各筑登之が同席した。会談では、①書面上云々之件、②贈品返戻之件、③信徒処分寛大之件、の三点について話し合われた。

この会談において小栗は、内務省から「布教の儀は官許を受くるに及ばざる筋と可相心得事」との指令があり、布教に関しては官許を受ける必要がないこと、旧薩摩すなわち鹿児島県ではすでに真宗解禁済であること、門徒への刑罰は他の刑罰と比較して苛酷であることを主張した。これに対し琉球藩庁は、「当藩内地と異なり、人民殊に頑固にして、内地の如く開けざる故宗旨二派になりては相互に紛議を生ずる故に御断り申せり」と述べたほか、門徒の処罰は法律に基づいており適正であるなどと主張した。¹⁷

同日、小栗は藩庁に宛てて門徒の釈放を求める旨の書面を出している。しかし、藩庁からの回答はなく、八月四日に小栗は回答を督促する旨の書翰を出している。翌五日、藩庁からの回答があつたが、信徒の釈放は出来ないというものであり、藩庁から管長・大谷光勝（巖如）宛の書翰を同封したのであつた。

小栗は六日、小栗は藩庁に対して書翰を送り、その後も引き続き書面による交渉を続けたが、藩庁は従来通り回答の延引を行ふとともに、両者とも従来通りの主張を述べるにとどまつた。

八月二十日、東本願寺側は藩庁が小栗に宛てた書面（八月十八日）の中で、田原の布教活動を「陰謀」として誹謗する旨の記述があつたとして、出張所長・木梨に対して、田原および自見凌雲を原告として琉球藩王・尚泰を告訴したのであつた。

同日、小栗は木梨の呼び出しに応じ、木梨は政府から書面で本件の処理を委任されたので、二十二日に藩庁による裁判権の行使について責任を問うので、小栗に対して書面で出張所に藩庁との対談を申請するよう告げられた。

これまで政府は東本願寺に対し、東本願寺と藩庁との交渉を出張所に依頼すると、政府と東本願寺が通じてているような疑いを持たれるので受入れられないとしてきたが¹⁸、木梨に権限が委任されたことにより、東本願寺が出張所に調停を依頼する形式をとり、出張所が設定した会談の場で、出張所が藩庁による信徒の処分を譴責することになったのである。

これにより、八月二十二日に東本願寺および藩庁の関係者は出張所に出頭し、両者の対弁が行われた。

対弁は午前七時五十分に開始され、十一時に昼食のため中断し、午後十二時から四時まで行われた。その後、午後五時から六時まで推問が行われ終了した。

対弁の内容は日記に記されていないが、出張所は藩庁による信者の捕縛・処罰は無効であるとして、始末書の提出を命じ¹⁹、藩庁は二十四日に始末書を提出したのであった。

その後、二十六日に小栗は藩王・尚泰から大教正・大谷光勝への贈品を受取り、二十九日に訴状を取り下げ藩庁と和解した。翌三十日、小栗は三島とともに那覇を出発し、九月十二日に京都・本山に戻り、本件について報告したのであった。

翻刻

凡例 このたび翻刻にあたつては、漢字表記については原則として現在通行の印刷字体を用い、仮名遣いについては本文に従うとともに、句読点を附した。本文中の斜線は改行を、「」は三島の朱筆による加筆、（）は三島の墨筆による加筆を示し、判読不能の箇所は□で表記した。丁数等については、（一表）のように、（）内に漢数字と表・裏を用いて丁数と表裏を標記した。なお、校異にあたつては、『法難史』、『実録』、『県史』、『市史』等を参照した。

小栗憲一「琉球日記」

〔書形〕線装一冊。縦二六、一×横一八、四（単位・センチメートル）。

〔用箋〕十三行界線、版心に「本願寺」とあり。

〔表紙〕琉球日記 全（花押）

〔封面〕記者 秀亮／琉球日記

※以下、本文を翻刻する。

晴 七月十九日 九十一度

夜十時、那覇港着。左記ノ所ニ寓居ヲナス。

涌田村山城筑登之

本願寺派出仮説教場

雨 七月二十日 八十九度

御 届

私共儀教用ニ付、昨十九日午後十二時、当地ニ罷越候条、此段御届申上候也。

涌田村山城筑登之方止宿

真宗東派本願寺役者

明治十一年七月廿日

訓導 三島秀亮

(一表)

同

権大講義 小栗憲一

内務出張所内

警察署

御中

午後二時、木梨精一郎、川崎彌、伊藤忠雄ノ三名ヲ訪フ。且ツ出張ノ事情ヲ告ク。

時々驟雨 七月二十一日 八十一度

午前、伊藤忠雄、訪ヒ来ル。

午後、原上、末広両警部、訪来ル。

(一裏)

午前晴
午後雨 七月廿二日 八十四／八十五／八十二

午後、福井船長、訪来ル。同五時、吉峰森助、来ル。鹿児島縣ノ者、転宅云云周旋ノ人。同六時、大阪人直助、鹿児島人進之助、兩人来ル。明廿三

晴 七月廿三日 八十四／九十一八十四

昨日ノ兩人、佛前蒸菓子ヲ備フ。正午、読経、觀小二經短念佛和讚。

右読経過、鹿児島県人喜二郎来ル。右三名江扇子二本宛附与。午後三時、恩終間切津葉ノ子來ル。^{ママ}番所ノ人ナリ。午後四時、荷物上陸之旨、三菱会社ヨリ通知有之、三島請取ニ至ル。

(二表)

〔甲〕半晴 七月廿四日 八十五

〔※欄外冒頭 第一號²²〕別紙大谷大教止書面御伝達申候条、藩主殿江御進達相成度、尚大教止ヨリ被申付候事項ニ付、御応接申度儀有之候条、明廿五日午前第十時、御藩庁江出頭可致、就テハ御差支之儀無之候哉。此段添テ及御照会候也。

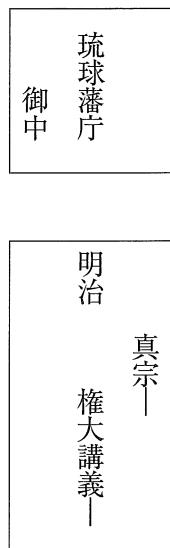
真宗東派本願寺役者

明治十一年七月廿四日 権大講義 小栗憲一

琉球藩庁

御中

右書面封藩王宛御書翰合封



別紙一封大至急用向ニ付、當御藩庁江御進達相成度、此段申進候也。

真宗一

明治十一年七月廿四日 権大講義 小栗憲一

里主所

湧川親雲上殿

里主所
湧川親雲殿

同前

(三表)

右二通、里主所へ田原法水持參、但常例留主ト云。

午前九時、用向ニ付、内務出張所へ出頭。

伊奈 接見 小栗憲一

此日午後二時、説教之定日之処、赤龍丸帰船前諸人繁忙ニ付、參詣漸二人外、警部補本多親孝、其座ニ列ス。

説教 □題改悔文小栗憲一

聽者 德兵衛

ク 范之助

右鹿児島之人

〔乙〕

午後九時、藩序ヨリ回答。

〔※欄外 第一号回答〕大谷大教正ヨリ藩王江ノ御書面、正ニ致落手候。且明廿五日、藩序江御出頭云々之儀、構官員

差支有之、御面会不相叶候間、六七日後日柄取究追而可致御通知候。此段及御回答候也。

明治十一年七月廿四日

琉球藩庁

小栗憲一殿

午後十時、原上、末広両警部、寓二訪、玉露茶半斤宛持参。

小栗憲一

隨行 田原法水

時々雨 七月廿五日

八八十三度
八十九度

午前六時、用向ニ付、木梨少書記官ニ至ル。

小栗憲一

隨行 田原法水

午前七時、左記ノ書面二封、里主所ニ出ス。運人持參、封様如昨日。

〔丙〕

今般、大教正ヨリ被申付候儀ニ付、本日御藩庁ヘ致出頭度段、及御問合候処、構官員差支有之、面会難相叶候間、六七日後日柄取究追而御通知可致段、御回答之趣致承知候。就而ハ右大教正ヨリ被申付候儀ハ、事情切迫之儀ニ有之、寺務繁用中出張致日限モ有之候条、御繁用中ニ可有御座候得共、何卒来ル廿六七日之

内、御面会相願度、此段更ニ及御照会候也。

真宗東派本願寺役者

(四裏)

明治十一年七月廿五日 権大講義 小栗憲一

琉球藩府

御中

別封至急用向ニ付、當御藩庁江御進達相成度、此段申候也。

同

明治十一年七月廿五日 同前

里主所

湧川親雲上殿

(五表)

内務出張官吏警部等交代帰省ニ付、為別儀式名村那霸ヲ隔ツ
一里南苑二於テ木梨少書記官、樂舎ヲ催サレタリ。招ニ応テ該
筵ニ列ス。正午十二時

小栗憲一

隨行 自見凌雲

二等巡查吉川泰治交代ニ付、暇乞ニ来ル。

午後八時、藩庁ヨリ回答来ル。

〔丁〕

来廿六七日之内、藩庁江御出頭被成度御照会之趣致承知、遲延候而者迷惑被致次第茂御座候由候得者、成丈右両日之内御面会致度候得共、構官員至急成藩用取掛り、其内御面会不相叶候間、昨日之御報知通御心得可被成、尤其期難御待候ハ、御尋問之条件ハ書面ヲ以御差出可被成

(五裏)

此段及御再答候也。

十一年七月廿五日 琉球藩庁

小栗憲一殿

晴 七月廿六日 八十八度

吉田一等巡查、市原二等巡查、交代帰京ニ付、暇乞ニ來。
藩庁江再応照会。午前八時、運人持參

〔戊〕

藩庁出頭之儀ハ構官員至急成御用向有之、廿六七日之内、御面会難相叶ニ付、尋問之条件ハ以書面可申出旨云々、御廻答之旨了承。然処、右条件ハ書面ニ難尽事情有之儀ニ候得ハ、態ト出張仕候訣ニ付、是非御面会相願度、就テハ最初御廻答之砌、六七日後

(六表)

日柄取極メ追テ御通知被成候旨、御申越ニ候得共、右ハ日限モ無之、餘リ遲延候テハ迷惑仕候段、更ニ申進候儀ニ候条、

何卒碇ト日限御取極メ相成、至急御通知有之候様致度、明日赤龍丸便ニテ西京本山ヘ申遣度次第モ有之候条、此段再応及御照会候也。

真宗東派本願寺役者

明治十一年七月廿六日 権大講義小栗憲一

琉球藩序

御中

(六裏)

別紙大至急用向ニ付、当御藩序へ御進達相成度、此段申進候也。

同前

月日同前

里主所

湧川親雲上殿

本文甲乙等ノ書面ハ、前紙ニ朱書ヲ以記スル分写採テ以添工。

去ル十五日午前八時、鹿児島発錨、廿日夜十二時当地着仕、直ニ上陸、那覇湧田村山城筑登之方へ罷越、翌廿一日、内務出張所江届出、木梨少書記官江事情申入候処、同人儀モ大ニ相喜協力シテ該藩ノ旧弊一洗致度旨申出。尚、伊藤忠雄ヘモ内談致シ、去ル廿四日、甲印之通

藩庁へ照会候処、乙印之通回答ニ付、尚又木梨へモ内談致シ、丙印之通再応照会致候処、丁印之通回答ニ付、本日戊印之通照会致置候得共、今以来答無之、実ニ因循トヤ云ン頑固トヤ云ン、所謂柔能剛ヲ制スルノ國風ニテ困却仕候。所詮暫時ノ逗留ニテハ果敢々敷コトハ相運申間敷、就テハ出序ノ上、断然応接致シ、其上尚因循候ハヽ、不得已公裁ヲ仰候外無之旨、木梨へ内談候処、同人モ至極好機会ナリ、何卒右等ノ機会ヲ以藩政ヲ改革致度旨申聞候。此他、警部、巡查ニ至ル迄、切歎シテ藩政ノ旧弊ヲ慨歎シ、速ニ改革アルヲ庶幾候央ニテ、拙者ノ出張ヲ聞、一同応接ヲ相待候勢ニ有之、尤一日ニ警部輩ハ両三名ツ、來リ一ハ説教場保護ノ為、一ハ田原法水ノ土

(七裏)

語ヲ善スルヲ慕ヒ來ル姿ニ相見候。尚又、説教場ノ儀モ毎月定日ニハ鹿児島ヨリ寄留人共參集致シ、殊勝ニ聞法仕候。尚、別紙「応接見込」一編ハ信徒熱介在接儀ハ別二見立相認候心得ニ候也。木梨ハ内見ノ為メ、相認メ候御一見被成下度、着港且今日迄ノ事情御届申上度如斯候也。

当地ノ炎熱、昼夜平均シテ八十七、八度ニ有之、正午ハ時々涼風アレトモ、夕景ヨリハ實ニ寸風モ無之、殆ト氣息喘々御諒察被下度、此段申上候也。

在琉球藩

十一年七月廿六日 四級出仕 小栗憲一

寺務所長

少教正篠原順明殿

明廿七日、赤龍丸帰船ニ付、交代帰省ノ警部、巡查、別儀ニ來ル。人名左ニ記ス。

レモン水齋シ来

小川陸軍少尉兼警部

(八表)

轟一等巡查

福田一等巡查

山本一等巡查

海野一等巡查

毎熊同

永田警部補
西瓜ラ
嘉シ来ル

水野三等巡查

此日前、宿山城筑登之主人、訪ヒ来ル。能ク内地語ヲ覺知ス

藩庁へ御出頭之儀、日限取極メ御通知可有之旨、御照会之趣致承知、來月二日、〔※欄外冒頭 御面会可致候間、午前十時比客屋ヘ〕御出頭可被

成候、此段及御報答候也。

十一年七月廿六日

琉球藩庁

小栗憲一殿

午後四時過、用向有之、木梨少書記官ニ至ル。茶三壺呈ス。

小栗憲一

隨行

田原法水

運人 壱人

(九表)

晴 七月廿七日 九十度

午前八時、赤龍丸発錨二付、伊藤忠雄、小川少尉等ヲ汽船マテ送ル。小栗憲一

陪者 田原法水

午後四時、御逮夜。

参詣有之ニ付、臨時説教施行。

説教 小栗権大講義

聴者

鹿児島県人 進之助

同所人 八良在衛門

小館四等巡查

七月廿八日

(九裏)

午前七時、晨朝

午前十時、日中

説教 小栗権大講義

参詣

鹿児島人

三人

曇 七月廿九日 終日風雨

午後、左三各寺江至ル。

真言宗 護國寺 住職 他出

ク 海藏院 住職 盛重 五十二才

禪宗 東禪寺 住職 八十二才

右訪三ヶ寺去テ至木梨之寓。縷々説アリ。

隨行 田原法水

晴雨 七月三十日 稍涼風アリ

午後一時、末広警部補、来ル。

風雨 七月三十一日 午後晴天

午後三時、原上警部、来ル。

八月一日 八十七度

午前九時、末広警部、来ル。

(一〇裏)

明二日午前第十時、藩序客屋江出頭可筈ニ候処、右客屋之儀、拙者不按内ニ付、可然御引廻シニ預リ度、此段申進候也。

真宗東派本願寺役者

十一年八月一日 権大講義小栗憲一

里主所

湧川親雲上殿

午後三時、末広警部、山本二等巡查、高山二等巡查三名、參詣ニ付、臨時説教絶行。

説教 小栗權大講義

前書、里主所へ差出候ニ付、明日拙者御按内可申旨申来レリ。則時尅等ヲ達ス。中村渠筑登之。

午後六時、木梨官吏江用向ニ付至ル。

小栗憲一

隨行 無之

八月一日 八十九度

(※冒頭欄外 二日夜、小栗一人、木梨二至ル。三日夕景、亦木梨二至ル)

本日午前十時、構官員面会可致旨、豫而回答有之ニ付、午前七時出門、七時四十五分觀音堂ニテ休息、同八時客屋ニ着二等郵便。局ナリ。 前日約定之通り、中村渠筑登之、馬乗ニテ按内、帰時ヲ待タス帰レリ。即二十畳鋪ノ書院ニ至ル。左之三名、官服着用ニテ迎フ。

親里親雲上

(一一卷)

阿波根親雲上

摩文仁親雲上

(※名札貼附 親里親雲上)

(※名札貼附 阿波根親雲上)

(※名札貼附 摩文仁親雲上)

右各人一礼シ、名札ヲ交換ス。饗應茶菓ヲ以テス。此間、稍雜話アリ。時尅見計、正衣ヲ更着シ、席ニ就ク。左図ノ如シ。

但装束色縫輪袈裟
青白中脇

〈対談図〉(写真④)

(二二表)

応接 時間八時五十分ニ始リ十時ニ終ル。

第一 書面上云云之件

第二 贈品返戻之件

第三 信徒処分寛大之件

但シ応接聞キ書アリ、別冊ヲ作ル〔綴込ニ在〕。

右応接終テ改衣帰港、送迎共前書三名之ヲ為ス。

帰路

観音堂ニテ昼餐ヲ喫ス。

安里村八幡社ニ謁ス。社傍ニ一寺アリ寺号
不明。中央ニ不動明王、右壇ニ弘法木像ヲ安置ス。摩伽止觀等、卓上ニアリ。右去テ泊村崇元寺ニ謁ス。中堂舜天王以下、歴代ノ靈牌三十七個ヲ安置スルノミ。修正堂中央ニ介隱和尚ノ木像、右ニ舟後光弥

陀ノ尊像ヲ安置ス。

ナリ 介隠ハ該寺ノ開基

堂宇略図如左

(二二裏)

〈堂宇略図〉(写真⑤)

(一三表)

帰寓午後一時ヲ過キタリ。応接中約定之通り書面ヲ出ス。左如²³。

当藩布教之儀ハ、去ル明治九年中、元教育部省江届済ニテ、本宗權少講義田原法水等出張教導為致、追々帰向ノ人民モ數多有之候処、本年一月已來、右帰宗ノ人民、当藩府ヨリ嚴重ノ御处分有之趣、田原法水ヨリ詳細申出候。然処、右御处分方大政府之法律ニ準スレハ頗ル苛酷之姿ニ相見ヘ、且ツ无辜ノ良民、單ニ信教ノ故ヲ以テ流刑等慘酷ノ处分ヲ受候儀ハ、大ニ宗門ノ名譽ニ関シ本宗教会ノ体面ヲ辱メ候次第ニ候得者、且下門末ニ於テ種々紛議相生シ、教門同胞ノ義務ヲ尽シ、患難相救度旨、皆本

(一三裏)

山ニ申出候族有之。尚又、該信徒ノ慘刑ハ全ク当初、田原法水等江出張布教セシメ候ニ起因候儀ニ付、宗内門末ノ口情ニ対シ、且ツ流刑等ノ人民ニ対シ、此儘差置候テハ宗門ノ義務難相立。管長職掌上ニ於テ差支候次第二付、右信徒ノ处分更ニ寛大相成候様、哀訴歎願致度心得ヲ以、不肖憲一出張致シ候儀ニ御座候。然ルニ御藩ニ於テ別段御国律モ有之、大政府法律ハ斟酌被成候趣、尚又宗旨帰向之人民ハ特別ノ处分ヲ以テ御取扱有之、已ニ廿年前、宗旨人民处分方ノ例モ有之趣承之候得共、右廿年前、宗旨人民ハ藩民相互ノ教誘ニ起候儀ニ有之、今般信仰(※欄外冒頭 仰ハ向ノ誤)ノ人民ハ我教導職ニ起因候儀ニテ、其源因全ク不同ニ候得ハ、御処分方ノ儀モ隨テ

(一四表)

差等可有之、全体寄留人ト藩民ト関渉ノ諸件ハ、处分方夫之御定規有之趣ニ候ヘハ、何卒特別ノ御詮議ヲ以右流刑等御宥免相成候様致度、左無之候テハ前陳ノ通り本宗教会ノ講中ニ於テ種々紛議相生シ、管長職掌上ニ於テモ差支候儀ニ付、此段厚ク御諒察有之度、本日御応接ノ末、以書面可申出旨ニ任セ如斯ニ候也。尚、当藩国律ノ儀ハ、拙者心得置度儀有之候条、右國律書拝見致度、尚又当藩ニ於テ真宗禁止ノ初年月日御通知相成度、此段相願候也。

真宗東派本願寺役者

十一年八月二日 権大講義小栗憲一

(一四裏)

琉球藩庁

御中

追啓、本日御応接中、当藩ニ於テハ真言、禪宗ノ二宗ハ儒道中物ト見做シ候由ニ候ヘ共、右ハ拙者ら申上候通り、儒道、佛道混淆ノ義筋ニ相成、不条理ノ事トハ存シ候ヘトモ、御藩御取扱之次第炳篤ト承知不仕候テハ難心得儀ニ付、何卒右御取扱振篤ト承知致置度ニ付、委詳御示諭相成度、此段添而相願候也。

(一五表)

別封至急用向ニ付、当御藩庁ヘ御進達相成度、此段申進候也。

真一

十一年八月二日 権一

里

湧川宛

夕景、木梨公宅二至ル。原上警部、高山、山本両巡查、訪来ル。此日、首里行留守中、河寄四等属、来レリ。

(一五裏)

八月三日 九十一度

午後、末広警部、来。

同三時、御逮夜執行、参詣者一人。

進之助

木梨官員ニ用向有之、晚斜ら至ル。晚餐後、末広警部等、寓舎ニ訪。

八月四日 九十二度

藩府回答督促書、遣ス。左記。

一昨二日、書面ヲ以申出置候本宗信徒处分方云之儀、昨日中御回答可相成、御約束

(一六裏)

之処、今以御答書無之、一昨日申出置候通り、拙者帰京之都合モ有之ニ付、右御回答書至急御廻シ相成度、此段及御照会候也。

真一

十一年八月四日 権大講義小栗憲一

琉球藩府

御中

前書之通り、里主所へ書面添へ差出ス。

午前九時過、木梨少書記官、来レリ。

午前十時、日中勤行。此日説教定日也。

説教 田原法水

(二六裏)

參詣

山口県

午後五時過、木梨官ヨリ呼ニ付、私宅江直ニ至ル。

八月五日

朝八時四十四度
暁八時九度

午前第六時四十分、藩庁ノ回答、里主所持來レリ。²⁴

本日二日、於客屋御応接致シ候諸事件ノ内、真宗信向ノ人民処分云々、書面ヲ以テ御申出之趣承知致候。陳ハ真宗信向人民等处分方、政府ノ法律ニ準スレハ苛酷ノ姿ニ相見ヘ候トノ件、違令律上ヲ以テハ重ク相見ヘ候ヘトモ、刑罰ハ人民ヲ懲シ候為ニテ、事柄次第全ク常法通行ハレサル時ハ、何連懲相成候丈ハ適宜ノ処置無之候ヲ不叶、於当藩

新タニ宗旨相弘メ両派相成候テハ、過般大教正ヘノ御答書ニ陳述スル通り、人民ノ間段々混雜致シ、到底政治上ノ妨害相成事ニテ素ヨリ禁止致置、廿年前右宗旨信仰ノ者共、別段ノ吟味ヲ以テ処刑ニ及ヒ候。是等ノ儀ハ克存ナカラ密ニ相学ヒ國禁ヲ犯シ甚不届ノ儀ニ付、前例ヲ照準シ処分申付置候。尚、一例ヲ挙ケルニ、当藩飢饉ニ及ヒ燒酎製作禁止ノ時、夫ヲ犯シ候儀ハ輕事ノ様相見ヘ候ヘトモ、其流弊人民飢ニ及フ可キ事ニテ、是又別段ノ吟味ヲ以テ嚴重ニ処分申付置候次第モ有之、无辜ノ良民苛酷ノ取扱ニテハ無之、國禁ヲ犯シタル罪ヲ懲シ、一藩ノ民安ヲ保護スル訳ニ候。且、今般信仰ノ人民ハ廿年前宗旨人民ト源因不同ニ候ヘハ、処分モ等差可有之トノ件、成程信向源因ハ相替リ候ヘトモ、國禁ヲ犯シ候儀ニ至リテハ同一ニテ、差等ノ取

扱ハ致シ難ク、其上処分相成候人民ノ内ニモ、田原氏出張已前迄密ニ信仰ノ者モ有之、旁以テ左様ニハ不罷成事候。信仰人民等処分寛大。免致シ候様ニトノ事ニ候ヘトモ、思召ニ応シ候テハ國禁モ自然ニ廃壞シ、前陳スル通人民統御方差支候次第付、差免候様ニハ不相成候。右ハ素ヨリ宗旨ノ可否ヲ論シ禁シタル訳ニ無之、於當藩ハ實ニ不得止ノ情態御諒察有之度。尤真宗ノ儀、往年ヨリ禁止ノ事ニ候ヘトモ、初年月日ハ相分不申候。此段及御回答候也。

附為御覽國律抜書ヲ以テ差上候也。〔別紙ニ認メ來ル〕

明治十一年八月四日 琉球藩府

小栗憲一殿

追啓御応接中、當藩ニ於テ真言、禪宗ノ二宗ハ儒

道中ノ物ト見做シ候トノ儀、其通ニテ無之、御聞違ニテ可有之、右二宗ハ相立置候ヘトモ、人民教導一切関係致サス。少モ儒道混淆ノ儀ハ無之候。尤取扱方ハ菩提所^{マツ}詞管祈念葬祭等ノ節、合勸行候造ノ事候。此段及御報知候也。

〔別紙〕

違令

〔附箋〕

令ニ相背ク者ハ寺入四十日 真宗信向人民ノ処刑、法律上ヲ以テハ此律ニ当リ候得共、其通ニテハ於當藩行ハレサル情態ニ付、別紙御答書ニ陳開スル如ク前例ヲ照準シ、別段ノ吟味ヲ以相擬置候。

右ノ書面、普久里筑登之持參シ、回答延引ノ旨ヲ断レリ。

(一八裏)

左ノ書面、伊良波筑登之持參。里主ノ寄間役

先般、真宗教導職試補田原法水等、当藩江出張被申付芳簡被御遣候付及御回答候處、右書中御了解難被成儀有之、尚又過日真宗信向ノ人民処分申付置候等ノ儀ニ付、御尋問ノ為、今般更ニ權大講義小栗憲一外一名出張被申付趣致承知、御尋問ノ件々巨細同人等へ辨解致シ置候条、諸事御聞届相成度、憲一等ニ付テ分ケテ御精談之趣モ有之候ヘ共、当藩ニ於テハ實ニ不得止ノ事情ニ候条、不悪御了察被下度、此段及御回答候也。

明治十一年八月五日 琉球藩庁

真宗東派管長

大教正大谷光勝殿

右之通及御回答候ニ付、為御心得差廻候。

(一九裏)

別緘ハ宜御進達相成度、此段モ申進候也。

八月五日

琉球藩庁

小栗憲一殿

〔外大教正殿宛書面ヲ副フ〕

大谷大教正宛一封并ニ右書面写相添ヘ御投柬ノ趣致薦誦候。然処、今朝御回答書中、種々了解難致儀有之ニ付、更ニ別紙ヲ以御尋候条、至急何分ノ御來諭相成度、今般大有丸便船ニテ帰京ノ心得ニ候処、大教正江復命ノ廉々疑端积了不致候テハ、遠方出張ノ甲斐モ無之儀ニ付、不得已今便延引仕候。尚諸件

御辨解ニ預リ疑团积了候迄、右大教正宛書面ハ拙者手許江御預リ可申置、此段御回答旁申進候也。

(一九裏)

真

十一年八月五日 権大講義 小栗憲一

琉球藩庁

御中²⁵

去ル二日附ヲ以テ本宗信徒处分方、更ニ寛大相成度旨申出置候処、本日御答書之趣云致承知候。然処御書面中、刑罰八人民ヲ懲シ候ニテ、事柄次第適宜ノ処置無之候テ不叶旨ニ候得共、法律ハ元ヨリ懲惡ノ為ニ設クト云ヘトモ

(二〇表)

其制限無之候テハ、或ハ愛憎ニ瓦リ、或ハ賄賂ニ陥リ、出入全ク人情ニ発シ、遂ニ人民ノ疑惑ヲ釀シ可申被存候。改定律違令条例凡制ニ違フ者ハ徵役百日、軽キ者ハ一等ヲ減ストアリ。違令ノ極罰、徵役百日ニ止ルト知ルヘシ。御藩律文令ニ違フテハ、寺入四十日トアリテ、輕重ノ差アル事ナシ。コレ其明文改定律ノ罰則ハ重クシテ、薩律ハ軽キニ似タリ。然ルニ今信徒ノ処分ハ、違令四十日ニ該ルヘキヲ適宜ノ御处置ヲ以テ流刑八年、又ハ三年、ホ、該テラレタリ。是ヲ改定律ノ例図ニ準擬シテ論スレハ、寺入四十二日ヲ徵刑役四十日ト做シ、以テ比照スレハ流刑八年ハ即懲役七年ハ十年トノ間ニ該リ、流刑三年ハ即懲役三年ニ該ルヘシ。コレ其明文ニ超過シ苛酷ヲ加ヘ、流刑八年ハ十三、四等ノ過酷ナリ。流刑三年ハ十一等ノ過酷ナリ。風土人情異ナリトハ申ナカラ齊ク是一犯罪ニシテ、処分ノ輕重天淵如斯ニ候ヘハ、實ニ藩民ノ不幸ニシテ、誰カ

(二〇裏)

苛酷ノ処分ト謂ハサル可ンヤ。是此一点ハ独リ我真宗教会ノ口実ニ無之、凡ソ法律ニ保護セラル、人民、誰カ之ヲ至当ノ処分ト謂ヘケンヤ。抑法律ハ「擅政政府ヲ除クノ外」海ノ内外ヲ問ハス、相例相照シテ大差ナキヲ保スヘシ。若其犯罪同科ニシテ、甲国ハコレヲ徵役百日ニ処シ、乙国ハコレヲ八年又ハ三年ノ流刑ニ処セハ、コレ甲国人民ノ幸ニシテ、乙国人民ノ大不幸ニ有之、其結果一般ノ怨嗟ヲ釀シ、挙テ甲国ノ保護ヲ慕ヒ、遂ニ法律ヲ以テ人民ヲ他国ニ驅ルノ伎倆ト做スニ至ルト被存候。コレ豈仁王明君ノ法律ト称スヘケンヤ。方今、大政府文明日新ノ御政体ニ候ヘハ、右等過酷ノ処分無之様致度、就テハ本宗教会ニ於テハ、該藩信徒ノ処分ヲ苛酷ト見做、慨憤シテ其不幸ヲ訴出、御藩ハ之ヲ適宜至当ノ処分ト被成候旨ニ候ヘハ、到底審判ヲ輿論ニ取り、新聞紙等ニ公掲シ、宇内賢明ノ公議ヲ請ヒ、而後其當否ヲ決判候ヨリ外手段無之ト被存候

(二一表)

条、此段御承知被置度、御畫面中信向源因ハ相替候ヘトモ、國禁ヲ犯シ候儀ニ至テハ同一ニシテ、差等ノ取扱ハ難致云云、然ル處凡源因異ナレハ結果亦不同ナルハ古今ノ通義ナリ。廿年前ノ信徒ハ藩民相互ノ教諭ニ起リ候儀ニ候ヘハ、如何程嚴重

ノ藩律ニ処セラレ候共、別段口情モ有之間敷、饉年燒酎之罰例亦皆該藩適宜ナルヘシ。豈寄留人ニ関渉センヤ。今般信徒ノ源因ハ我教導職出張布教ニ起因候儀ニ付、該御处分アリシヨリ、遂ニ本宗教会ノ疑惑ヲ醸シ、一モ甘服候者無之、教法ハ元ヨリ人心内ニ属シ、教師ノ心ヲ以テ教徒ノ心ニ授ケ、信徒ノ心ハ即教師ノ心ヲ受ケ候モノニ候ヘハ、猶他ノ物品ヲ以テ人手ヨリ人手ヨリニ授ケ受ルト同一般ナリ。不正ノ物品ヲ接受スルモノハ官ヨリ之ヲ処分スルニ当リ、寄留人ト藩民ト関渉ノ事件ハ已ニ御定規モ有之趣、今人心相互ノ授受即田原

(二)裏

法水ハ国禁ヲ犯スヘキ心ヲ以テ藩民へ授ケ、藩民ハ其心ヲ受ケ候儀ニ候ヘハ、其源因全ク寄留藩民関渉ノ事件ニ有之、然ルニ其源因ヲ問ハス、関渉ノ事件处分ノ定規ヲモ顧ミス、直ニ藩庁限り御处分被成候条理無之筈ト被存候。物品ハ外形ナリ、教法ハ内心ナリ。内外別ナレトモ、齊クコレ関渉ノ事件ニ有之、然ルニ处分ノ定規ニ準セス、単ニ藩律ヲ以テ处分セラレ候ヨリ、其結果遂ニ我律教会ノ憤慨スル処トナリ、管長ノ憂トナリ、不肖憲一炎雲跋渉ノ勞トナリ、屢藩庁ノ往復悉スルニ至、是皆源因不同ナルカ故ニ、結果異ナル所以ニ候ヘハ、是又御答書ノ旨趣拙者了解難致、尚御示諭ニ預リ度候御書面中、当藩ニ於テハ実ニ不得止情態云々、全体宗旨開禁之儀、古來其源因各別ニシテ、徳川家ノ耶蘇教ヲ禁スルハ其教師ノ内國ヲ窺窬スルニ起リ、島津家ノ一向宗ヲ禁スルハ一時ノ憤懣ヲ顯教ニ

(二)表

公ニ報スルニ外ナラス、今御藩ニ於テ我真宗ヲ禁スルハ果シテ何等ニ起因スルヤ。初年月モ不詳ニ候ヘハ確證モ無之候得共、恐クハ旧薩摩ノ禁例ニ準スルニ過キサルヘシ。然ルニ徳川家ト雖モ、島津家ト雖モ、唯其教師ノ罪ヲ惡ムニアリ、其教法ヲ是非スルニハ非ス。今ヤ当藩ニ島津家ノ羈絆スル処口ニ無之、豈其禁例ヲ墨守被成候儀ハ有之間敷、蓋シ島津家ノ我宗ヲ禁スルニ際シ、宗門ヲ皮相視シテ種々ノ口実ヲ造為シ、或曰一向宗ハ人心ヲ煽動シ藩政ニ便ナラス。或曰、集財姦淫、国法ヲ^素浪乱シ、国力ヲ疲弊セシムト。其他ノ造言ニシテ足ラス。豈知ランヤ、真宗眞面目ハ王法為本ノ宗義ナレハ、蓮如ノ金文ニ曰、

國ニアラハ守護法即国王ナリ、所ニアラハ地頭方即役員ナリニ対シ、限リアル年貢諸当ヲツフサニ沙汰ライタシ、其外仁義ヲ以テ本トスヘシ。又曰、定メオカセラル、御撻一期ヲカキリ守リ可申候。

(二二裏)

云々、コレ我宗門中、金科玉条ノ文ニシテ、教会ノ服膺スル処口ナリ。国各国王アリ、其王法ヲ本トセハ、豈人心ヲ煽動シ、國法ヲ^泰泥乱スルノ憂アランヤ。然ルニ當藩ニ於テハ島津家ノ造言ヲ信シ、其禁例ヲ被為守候哉。若、藩序益其禁ヲ嚴ニセハ、人民益其信ヲ秘シ、遂ニ夜半屋漏ニ潜集シ、以テ國禁ヲ誹ルニ至ル。若姦僧アリテ之ヲ愆渙シ之ヲ教唆セハ、其極大獄ヲ起シ遂ニ國律ヲ煩ハスニ至ル。コレ即旧島津家以テ既鑑ト為スヘシ。現今、鹿児島県開教已來、人民公然其宗ニ帰スルカ故才リニ、夜半潛集等ノ弊害一洗、地ヲ拵ヒ舉國欣然トシテ新令ニ悦服シ、大ニ旧政ヲ追怨スル者有之候。コレ島津家ハ人民ヲ駆テ新令ニ帰セシムルニ似タリ。已ニ當藩ニ於テモ國禁アルカ故ニ、人民却テ陰信ヲ謀リ、廿年前殆ト那霸闖村ノ信民

(二三表)

ヲ^敵藩禁スト雖モ、本年猶其殘徒アリテ多員ヲ処分スルニ至ル。是教法ハ人民神識内ニ密着シテ、政權ノヨク庄竭スヘキモノニ非サレハナリ。仰願クハ旧島津家ノ覆軼ヲ顧ミ、速ニ法教ノ禁ヲ開カレ候ハ、人民ノ歎声必ス國家ノ萬歳ヲ祝スルニ至ルヘシ。此段御熟考相成度。尚、過日御応接ノ趣、人心ノ兩派ヲ恐レ、豫防ノ為メ新宗ヲ被禁候旨ニ候ヘトモ、琉球古來^{在昔}日本ヲ父トシ支那ヲ母トス。是一身兩属ノ姿ニ有之、我真宗ニ於テハ王法ヲ父トシ佛法ヲ母トス。一心兩属、又何ソ古來ノ國風ニ戾ランヤ。又何ソ人心ノ兩派ヲ慮ルニ足ランヤ。是又御諒察ニ預リ度、不肖憲一、本山ニ在テ琉球布教ノ主務タリ。已ニ内務省ノ指令ヲ奉シ、當藩ニ布教候処、(※欄外冒頭 却テ) 国禁ヲ犯スノ媒トナリ、茫然自失ノ至ニ不堪候。

(二三裏)

當藩曾テ其國禁ヲ内務省ニ届置事アラハ、同省豈我願書ニ指令セシ若其指令ナクンハ、豈出張布教セシメンヤ、豈犯罪ノ媒

トナランヤ。然ラハ国禁ヲ犯スノ媒タラシムルハ、全ク当藩ヨリ内務省へ届ナキニ起因スルニ御座ナリヤ。全体国禁ヲ犯サシムルハ教師ノ罪ナレハ、其教師ヲ放逐シ、以テ罪根ヲ断スヘシ。今日已ニ教師ヲ逐ハス、又内務省ニ上申シテ之ヲ拒絶セス、曖昧漠然トシテ唯不得止ノ情態ナリト云。恐クハ識者ノ來議ヲ招キ、御藩政ノ微瑕トモ被存候条、幾重ニモ御詮議相成、上来ノ疑端积了候様、至急御回答被成下度、此段再応及御照会候也。

十一年八月五日 権大一

藩厅宛

追而御追啓中、禪宗、^{ママ}天台宗ハ相立置候得共、

(二十四表)

人民教導一切関係不致^ム云々ノ儀ニ付、種々疑端有之候付、更ニ御尋問申度、右ハ明日書面ヲ以テ御照会仕度心得ニ有之、尚拙者儀性來文辭ニ拙ク、自然本文中語氣不敬ニ相瓦候儀モ有之候ハ、御寛恕被相成、此段併テ及御断申候也。²⁶

(二十四裏)

※空白

(二十五表)

藩王尚泰殿御病中御見舞トシテ、別紙目録之通り進呈可仕旨、大谷大教正^カ被申付候条、御進達被成下度。尚、茗茶六壺、乍恐拙者ヨリ

藩王殿下江献上仕候間、是亦宜ク御取計被下度、此段御願申上候也。

真一

十一年八月五日 権

琉球藩庁御中

(二五裏)

目録奉書三ツ折

珍丹 五百個

紫金鏡 ク

薰香 二個

右ハ翌六日、親見世へ持参。

八月六日 九十一度

午前七時ヨリ佛前ニテ三経拝読ス。

午後二時、御進物、親見世ニ差出ス。

持參 田原法水

請取 普久里筑登

(二六表)

去ル四日附御書面御追啓中、禪、真^宗二宗ノ儀ハ立置候得共、人民教導一切關係不致云々、并ニ御取扱振菩提所葬祭等云々、御來示ノ趣了承仕候。右御來諭ノ趣、却テ拙者ノ疑端ヲ釀シ候条、更ニ御審諭ニ預リ度、過日御應接ノ砌ハ右二宗ハ全ク儒道中ニ撰シ候様ノ儀承候条、儒佛混淆ニ無之哉ノ旨、御尋申候儀ニ有之。然ルニ今度御來諭ニテハ、佛道ハ判然別立ニ有之、即寺院住僧等夫々御取扱モ有之趣、猶拙者儀当地近傍寺院等巡回仕合候處、藩庁ヨリ田祿等モ被給候趣、且各寺

堂佛前江参詣礼拝ノ者共、絡繹不斷ニ有之、此参詣人ニ於テハ都テ佛徳ヲ仰キ、靈験ヲ求ムル志願ノ外無、他右参詣人ニ維
ル、〔在〕昔芥隱、日秀等諸高僧教導ノ遺徳ト、今日住持三宝ノ相続トニ依レリト被存候。若佛ノ靈験ヲ説明スル者無
ハ全ク

(二六裏)

之候ハ、佛像不言豈人ヲシテ信セシムルヲ得ンヤ。右等佛寺ニ輯集祈念スルヲ指シテ、是儒道ノ教化ナリト謂ヘケンヤ。
且ツ藩府御取扱ニ於テモ、右ニ宗僧ヲシテ祈念葬祭セシムルハ即其宗門ノ利益ヲ信スルヨリ、遂ニ佛式ヲ以テ祈念セシムル
ニ至ルヘシ。当初、諸高僧ノ教法ヲ演説スルナラシ^{〔ランバ〕}ヤ誰カ宗門ノ利益アルヲ識知センヤ。豈葬祭ノ大義ニ関係セシメンヤ。
現ニ当藩内灌佛会、盂蘭盆会ノ如キ、上下一般佛寺ニ参拝シ、那霸港等門戸各大般若〔転〕読祈禱牘ヲ粘セリ。是即佛徳、
法徳ヲ識辨スルハ、全ク僧徒ノ教導ニ起因セサルヲ得ス。然レハ過日、御接待中決而真宗教義ノ可非ヲ論スルニ非スト承候
ヘトモ、禪、真言ト我宗門ト何ノ軒輊アリテ、一ハ之ヲ優待シ、一ハ之ヲ拒絶セラル、ヤ。頗ル宗義ヲ褒貶スルノ御取扱ニ
無之ヤ。仰願クハ我宗門ヲ視ル事、禪、真言ノニ宗ノ如ク、我教導職

(二七表)

ヲシテ佛法ヲ演説セシムルコト、芥穂^{〔隠〕}、日秀等高僧ノ如ク、人民自由ニ参詣セシムルコト、觀音堂、護国寺等ノ諸寺ノ如
ク相成候ハ、公平无私ノ御取扱ト感戴可仕候得共、御書面ノ趣ニテハ、益拙者疑端相増候条、此段更ニ及御照会候也。

真

明一 八月六日 権

琉球藩府

御中²⁷

〔追而本文中、在昔芥隱等教導云云トハ、即泰久王ノ時、芥隱來テ法ヲ説ク。泰久王、深ク信シテ之ヲ優待シ、三寺ヲ建
テ、芥隱ヲ輪住セシメル「史伝ニモ相見候儀ニ御座候也」〕

(二七裏)

別封云云相添、里主所へ差出ス。

八月七日 正午九十二度

正副

私共、当地江安堵寄留仕候儀ハ、全夕警視御各員巡警御保護ノ厚恩ト深々奉感戴候。依之乍些少、珍丹、紫金錠、各五十個献上仕度御願申上候。右ハ炎雲暑路御巡回中、養氣ノ一助ニモ相供申度。尚途間急症之病人有之節ハ、救急ノ豫備ニモ相成可申卜奉存候条、何卒願之通御許可被成下度、此段御願申上候也。

那覇湧田村山城筑登之方寄留

明治十一年八月七日 大分県士族 小栗憲一

内務出張所長

木梨少書記官殿

御面談致度儀有之候条、本日午前十一時、拙者出頭致度、御差支無之哉、此段及御問合候也。

真

十一年八月七日 権

里主所

湧川親雲上殿

右二通、自見凌雲、持参。

湧川他行中ニ付、明日御面会可申旨、使者ヲ以廻答シ

来レリ。然レトモ該談切儀ニ付、本日中是非面会致タク、夜分ニテモ不苦旨伝へ還セリ。

使知念筑登

(二八裏)

外 一名

午前四時、末広警部、来ル。

八月八日 九十二度

昨日者面談被成度、御問合為有之事候処、差支之儀有之候。面会不仕、御失礼相成申候。今日者隙明申候間、午前十一時、拙者詰宿江御出可被成候。此段申上候。以上

里主

八月八日 湧川親雲上

(二九裏)

真宗東派本願寺役者

權大講義小栗憲一樣

右二付、午前十一時、里主ニ至ル。隨行、田原法水。

(二九裏)

八月九日 九十三度

去ル五日附并ニ六日附ヲ以テ御照会申置候件ニ今以御回答無之、実ハ右御決答ノ摸様ニ依リ、孟蘭盆前寄留人中江示談致候都合モ有之候条、何卒至急御来報相成度、此段及御照会候也。

真宗一

十一年八月九日 権一

(三〇表)

藩序宛

如例書面相添、里主所出ス。

酷暑中愈御清頭勁御起居可被成奉敬祝候。過日ハ識名南苑ニ於テ初メテ得拝眉、其砌路渠傍聽仕、朱明之遺風欣義不斜奉敬謝候。扱、当御城内御正殿之儀者、結構専ラ明製ニ摸セラレ候儀ハ豫而承知仕居、多年覗望罷在候処、今般不岡モ渡海仕候ニ付、何卒右御正殿拝觀願度。実ハ本山ノ本堂モ二層之結構ニシテ唐製ニ摸擬候由ニ候処、累焼後即今再建相企候折柄ニ候江者、自然右拝見相叶候ハヽ、弊山再築之見合トモ相成可申、拙者帰京之上、大教正江

(三〇裏)

土産ノ隨一ト被存候間、何卒御周旋相成間敷哉、御知面ノ訳ヲ以テ此段御尋申上候也。

十一年八月八日

小栗憲一

頓首

親里親雲上殿

尚々、過日識名南苑ニ於而口占一首乍憚入清覽候。御削正奉仰候也。

貴墨拝見、炎天之候無御增痛御清適奉南山候。扱、城中清一覽云承知致シ、来ル十四日ヨリ先ハ何時ニテモ差支無之候間、御出頭ノ日柄ハ里主所迄兼テ御通知可被成候。將又、識名南苑ノ風景佳作一首被送与一園ノ風景、御書中ニ相合誦讀難擋、嘆美

ノ至ニ不堪奉感佩候。昨日、貴札到来ノ砌ハ他行故、御即答ニ不能、乍遲延御礼旁貴酬ニ及候。敬曰

十一年八月九日 親里親雲上

小栗憲一殿

侍者御中

去ル五日并ニ六日附ヲ以テ御照会ノ件々、至急回報候様ニトノ趣承仕致シ候。當分難差置藩用取懸リ御尋問ノ件々、未タ熟見評議モ不致候間、藩用運ヒ次第御報知可致候。此段及御答候也。

(三一裏)

八月九日 琉球藩府
小栗憲一殿

去ル五六両日、御照会申置候書面ハ、御繁用中未夕御熟覽モ無之趣云々、致承知候。然ル処、右様御決答遲延相成候テハ、拙者迷惑至極ノ都合ニ有之、且御繁用運ヒ次第ト被申聞候テハ際限無之儀ニテ、目的相立兼候次第ニ付、何卒來十二日迄御決答相成候様致度、此段再応及御照会候也。

真宗東派本願寺役者

十一年八月九日

權大講義小栗憲一

(三二表)

雨 八月十日

朝八十九度
晉九十九度

午前十時

説教

聽者

小栗憲一

警部補 久富鐵太郎

鹿児島人

川寄 拙治

駒木 藤助

宮内藤兵衛

山口県人 壱 人

過日、御照会ノ件々、明後十二日迄ニ決答相成候様、再応御掛合之趣致承知候。目今、至急ノ藩

(三二裏)

用有之、右日限内ニハ何共難相運、来ル十六日ヨリ先御回答可致候条、左様御聞置被成候。此段及御答候也。

十一年八月十日 琉球藩厅

小栗憲一殿

藩厅御繁用ニ付、御決答之儀者、來ル十六日ヨリ先云々之趣致了承候。然レハ拙者宿所之儀狭少ニ付、數人居往差支、且ツ寄留人聽法來集之節、不都合不少候条、更ニ波上護國寺拝借仕度心得ニ有之。右ハ御決答之上、出願可致心得ニ候得者、御來書之趣ニテハ、益前御決答難相成儀候ヘハ、何卒右寺拝借仕至急転宅仕度。先年、外國教

師江御貸渡相成候儀モ有之、内承候条、此段及御照会候也。

真宗

十一年八月十日

權大講義小栗憲一

藩厅宛

過日御來書中、十六日ヨリ先ト有之。右ハ十六日中ニ御來答之事ト被存候得共、為然申進也。

八月十一日 朝九時三十七度

午前八時、用向有之、木梨旅館ニ至ル。

(三三三裏)

午後二時、末広警部、来ル。

八月十二日 朝九十二度

正午十二時、歓喜会読経、上巻。

説教

小栗憲一

鹿児島寄留人

八人

山口県同

一人

八月十三日 九十三度

晨朝読経、下巻。

午後二時、備瀬親雲上、追吊法筵ヲ修ス。

観小二經

説教

同右

鹿児島人 八人

山口県人 一人

新潟県人 一人

午後八時、川寄内務四等属、来ル。

八月十四日

朝九十一度
午九十三度

午後一時、旧暦十六日ナルヲ以參集有之ニ付、臨時説教執行。

説教　自見凌雲

参詣 四人

八月十五日 九十三度

午前、鹿児島人川寄格治等四人、寄留所江訪。

午後、御落瀧二至ル距離海上二十丁。
全東ノ方ニアリ。

日暮、末広警部ノ来ル。

八月十六日 九十二度

当御城中正殿拝見致度旨、兼而親里親雲上江相願候処、十四日後ニ候得者何時ニテモ不苦旨ニ付、明十七日午前八時出頭申度、就テハ諸事不按内ニ候条、可然御引廻シ預リ度、此段申進候也。

真宗一

十一年八月十六日 権大講義小栗憲一

(三五表)

里主所

湧川親雲上殿

用向ニ付、木梨館へ兩度至ル。

午後大雨 八月十七日 八十九度

午前八時、内務出張所ヨリ呼懸ケニ付、出頭。

小栗憲一代

接見川寄弼氏
自見凌雲

薬品等献納之儀ハ、従前許可致來候処、今度右儀被差止候ニ付、書面却可〔下〕之旨達。

但書面趣意、神妙之儀ニ付、副紙留置トノ事也。

〈藩庁城廓略図〉(写真⑥) および 〈正殿略図〉(写真⑦) 貼附

午前七時、田原法水、鹿児島人塙谷清兵衛、有馬宇兵衛、共ニ首里城内正殿ヲ見物ス。九時、

(三五裏)

中山門内客館ニ休息ス。荒垣筑登之、案内シテ守礼ノ邦門ニ入り、次ニ歡喜門ニ入り、内左ニ湧泉アリ、徐葆光等ノ題石アリ。右ニ転シテ登り、瑞泉門ニ入り、左シテ広福門ニ入此門三門ナリ、右門ヨリ入ル。中門ハ常ニ鎖セリ。広福門ノ左ニ遅刻門アリ
定場二趣タ門ト認ム。
我等ヲ右ノ館ニ按内セリ。諸見里里之子親雲上、坐ニ出テ時候挨拶セリ。此人ハ御一門ト云事、年齢三十余、

愚ナル事笑フニ堪タリ。茶ヲ供ス。畢テ正殿ニ至ル

〔全圖ハ沖繩誌一卷ニ載セタリ。〕

正殿左ニ廻リ書院ニ至ル。十間十畳、次回ノ三ノ間、横六畳、牀ニ孫億ノ画アリ。庭ハ巖石ヲ其儘形ヲトリ、鐵蕉數十種ヲ裁ヘリ。庭前ニ降リ、屏上ヨリ一日スレハ、那霸足下ニアリ。右ニ転シテ路ママ門ヲ出テ、左ニ登レハ小臺アリ。城中最高

層ナリ。此所ヨリ眺望スレハ、東西ハ海ヲ見ルヘシ。前ニ鎮台

(三六表)

ノ分衛アリ。正西ハ那霸ナリ。南ハ又海ヲ見ルヘシ。下テ書院ノ次ニ出タリ。庭上一株松蝙蝠シテ庭ヲ覆ヘリ。謝廷苑アリ、白小ノ苑ナリ。諸見里曰、「此花ハ最初、此庭ヲ作ル人ノ裁エル所ユヘ、其人名ヲ取テ名ク」ト。奇石ヲ以テ燈籠等トス、^{ママ}大湖石ニ髣髴タリ。此間ノ床ニ常信ノ画アリ。牀上ニ大現石ノ小屏アリ。理文澹然タル山水ノ形ヲ現セリ、余所持ノ物ト同シ。図之如、横卷尺、〈屏風図〉(写真⑧)立五寸位ナリ。出テ最初休息スル所ニ至ル。薄茶ト菓子トヲ供ス。一喫シテ一礼ヲ陳ヘ、正殿ノ前ヨリ評定所ノ右ニ出ツ。右腋門ヲ出テ、右ニ転シテ円覺寺ニ至ル。辨天堂ノ上ヲ過キ、右スレハ即円覺寺ノ三門ナリ。本堂内ニ釈迦、弥勒、文殊ノ像ヲ案シ、右堂ニ芥隱ノ

(三六表)

像ヲ按セリ。柏蔭長光ト云ヘシ。愚僧ニ芥隱ノ事ヲ尋ヌレトモ一向知ラス。唯言、「開山國師ハ大和ニ帰ヘリテ死タル人ナリ」ト。出テ鐘堂ニ登リ、其銘ヲ見ル。康熙十三年鑄造ニシテ銅鐘ナリ。大サ至四尺余、僅ニ摩スレハ隱然トシテ鳴ル。出テ王子殿前ヲ過キ、小街ヲ逕テ觀音堂ニ休息。清兵衛ノ僕、酒肴ト西瓜ヲ持來レリ。飲喫スル央、雷雨アリ。晴ヲ待テ帰宅ス。帰スレハ午後一時三十分ナリ。已ニシテ又大雨到着已来ノ
大雨ナリ。

雨 八月十八日 八十三度

原上警部、来ル。

説教定日ニ付、午前十時

説教 小栗憲一

説教定日参考之為、左ニ記ス。

毎月四日、十二日、廿一日、廿八日 午前十時

一日、八日、十六日、廿四日 午後二時

右表、那覇街常ニ往来雜沓ノ地ヲ撰ヒ、各石垣ニ貼六ヶ所。
木梨寓ニ至ル。

雨 八月十九日 八十一度

真宗信向ノ人民処分釈了難被致云云、再応御細書之趣致承知候。陳者御書面中ニ、法律ハ制限無之候テハ、或ハ愛憎ニ瓦リ、或ハ賄賂ニ陥リ、人民疑惑ヲ釀シ可申ト有之。成

(三七裏)

程常法ハ制限有之候ヘ共、犯人ノ情由ハ窮リナシ。事ノ大小ヲ問ハス、政治ノ妨害ヲモ顧ミス、一概ニ違制違令律ヲ以テ処分致シ候テハ懲不相成、該ノ信徒ノ如キハ、実ニ一藩ノ人民大ニ混雜シ、政治ヲ妨害スルニ至ル。是違令常法ヲ以テ的当セス、往昔ヨリ其禁ヲ犯ス者ハ嚴科ニ処ス可キノ布達有之。尚、廿年前処刑ノ例、又ハ饉年焼酌罰例等ヲ照シ、適宜ニ処置致シ置、是一時ノ議定ニ非ス、豈愛憎賄賂ノ弊アランヤ。(第二)信徒ノ罪ハ係ル処、実ニ大ニシテ藩民ノ許サ、ル所、誰カ苛酷ノ処分ト謂ヘケンヤ。是保護セラル、人民ノ大幸ナリ。〔〕且、海ノ内外ヲ問ハス、相例相照シテ大差ナキヲ保スヘシトノ趣ニ候処、法律ハ土地人情ニ隨ヒ相立候儀、萬國ノ通儀ナリ。一例ヲ擧ケルニ、日政府ノ律、和姦無夫者無罪、有夫者ハ懲役一年、強姦ハ十年。清律、無夫者杖八十、有夫者ハ九十、強姦ハ絞罪ト相見得、右外ニモ〔第二〕天淵相異ル

律条段々有之〔〕、且亦廿年前ノ信徒ハ藩民相互ノ教諭ニ起リ、今般ハ田原法水、国禁ヲ犯スヘキ心ヲ以テ藩民ヘ授ケ、藩

民ハ其心ヲ受ケ候儀ニ候ヘハ、其源因全ク寄留人藩民関渉ノ事件ニ有之。然ルニ其源因ヲ問ハス、関渉ノ事件処分ノ定規ヲモ顧ミス、藩庁限り処分致シ候条理無之トノ趣ニ候處、真宗帰依ノ儀、〔第三〕御内地ハ各自ニ任シ、当藩ハ禁止ニテ、喧嘩争論盜物入組等、寄留人藩民ノ間ニ起ル事件トハ相異リ候ニ付、藩庁限り処分致シ置候。〔〕且亦当藩真宗ヲ禁スル初年月日モ不詳ニ候得者、旧薩摩ノ禁例ニ準スルニ過サルヘシトノ件、〔第四〕真宗禁止ノ由来ハ往年城宮回禄ノ時、書類焼失ニ及ヒ、其後人民ヘ布達ノ趣意ニテハ薩摩ノ禁例ニ照準セサル知ルヘシ。」且、〔第五〕真宗ノ真面目ハ王法本トスルノ宗義ト有之候處、教法ハ彼レニ宜フシテ是ニ

(三八裏)

不宜、」土地人情ニ応シ相異ルヘシ。コレニ及セハ國家妨害ノ発端トナリ、実ニ人民ノ大不幸、豈萬歳ヲ祝ス可ケンヤ。尚又、当藩古来、日本ヲ父トシ支那ヲ母トス。真宗ヲ^{ママ}(※二)於テハ王法ヲ父トシ、仏法ヲ母トス。一心両属、何ソ国風ニ戾ランヤ。又、何ノ人心ノ両派ヲ慮ルニ足ランヤトノ件。〔第六〕日清両属ハ一藩人民ノ同ク帰スル所〔〕〔第七〕真宗ヲ弘メ候ハ、父ハ儒道ヲ尊ヒ、子ハ真宗ヲ信シ、夫婦兄弟朋友ニ至テモ同然両派相成、互ニ相容レサルノ弊ヲ生ス。〔〕何ソ日清ヲ父母トスルニ相類センヤ。且、内務省ノ指令ヲ奉シ当藩ヘ布教候處、却テ国禁ヲ犯スノ媒トナル。国禁ヲ犯スノ媒タラシムルハ、当藩ヨリ内務省ヘ届ナキニ起因スルトノ件、当藩往昔ヨリ真宗禁止ノ事ニ候ヘハ、田原氏、〔第八〕内務省ノ指令ヲ奉シ出張候ハ、藩庁ヘ相達、イツレ其道ヲ付候上布教可致ハ当然、〔〕〔第九〕若シ国禁ヲ不知ノ致ス所トセハ、明瞭ニ教導着手可致、〔〕〔第十〕不然シテ隠謀ニ
二教導着手可致、〔〕〔第十〕不然シテ隠謀ニ

(三九表)

人ヲ教誘候ニ付テハ、知テ犯シタルニテ」内務省ヘ届ナキニ起因スルノ致ス所ニテハ無之儀ト存候。尤、〔第十一〕御來書ノ趣意ニテハ宗旨論ニ瓦リ候形ニ相見得〔〕候處、素ヨリ宗旨ノ可否ヲ論セス。實際行ハレサル所ハ確定ニテ、〔第十二〕幾回辨論被成候共、不相替〔〕候條、左様御心得可有之此旨及御回答候也。

十一年八月十九日 琉球藩厅

小栗憲一殿

追テ禪、真言二宗ノ儀、人民ノ間ニ関係致サス。且取扱振云々、猶又御尋問ノ趣承知致候。禪宗、真言宗ハ菩薩所祠管祈念葬祭等勤行セシメ候ニ付、

(三九裏)

各寺院格式ニ応シ俸禄等相与置候ヘ共、人民説教等致シ、宗旨相弘候儀ニテ無之、且各寺堂佛前ヘ参詣ノ者共ハ、其宗旨ニ入り道ヲ得候存念ニテハ無之、何歟ニ付願達相成度心得ヲ以テ参拜致候迄ニテ、人民ノ間ニ差障候稜モ無之、真宗ノ儀ハ人民説教宗旨ヲ弘メ、政治上ノ妨害相成ル事ニ候。是日今ノ利害ヲ諭スルノミニテ、宗義ヲ褒貶スルノ取扱ニテハ無之候也。

〔十八日ノ分失念〕

去五日并二六日兩度書面差出置候処、十六日迄ニ御決答難相成趣ニ付、差控罷在候得共、今以御来報無之、毎度御答書延引ニ相成、頗ル迷惑仕居候条、至急御決答相成度、此段及御照会候也。

(四〇裏)

真

十一年八月十八日

權大講義小栗憲一

藩序宛²⁸

雨 八月二十日

〔赤龍丸着港〕

无実之誹謗ヲ受候儀ニ付訴

琉球那霸湧田村山城筑登之方寄留

真宗東派本願寺出張

大分県平民

原告人 権少講義田原法水

同前

大分県平民

原告人 教導職試補 自見凌雲

被告人 琉球藩王 尚泰

(四〇裏)

右原告人、田原法水、自見凌雲、申上候。私共儀、去ル明治九年十月、元教部省江届済ノ上、当藩江出張布教仕、人民各自ノ望ニ応シ適宜教諭仕候処、当藩真宗禁止ノ儀ハ元ヨリ承知不仕、且ツ藩庁ヨリ御達モ無之候。然処、今般藩庁ヨリ別紙写ノ通り〔※欄外冒頭 別紙ハ一葉前ニ在リ。写相添ユ〕、小栗憲一へ來書中、私共陰謀云々ノ文言相見ヘ、右ハ全ク私共惡名ヲ加ヘ、誹謗候儀ニ有之、右書面本山江相廻リ本宗教会公布相成候テハ、私共陰謀ノ悪名ヲ蒙リ、終身ノ名譽ニ関シ教導ノ職分不相立儀ニ付、右

(四一表)

无実誹謗ノ悪名刪除致度、此段御裁判被下度奉願候也。

右

自見凌雲

右

明治十一年八月廿日 田原法水

内務省御出張所長

内務少書記官木梨精一郎殿

藩庁へ往復書類ノ儀御届

今般、当藩布教并ニ本宗信徒処分之儀ニ付、該藩庁江尋問可致旨、大谷大教正乃被申付、過日以来出張往復仕候次第、別冊之通りニ

御座候条、此段御届申上置候也。

真

十一年八月 権大講義小栗憲一

内

(四一裏)

少書記官木梨精一郎殿

〔本文別冊ハ藩庁往復綴込始終写採書面ニ添ヘタリ〕

午後一時、木梨少書記官ヨリ呼懸ケニ付、出頭候処、衣服改着、左ノ口達アリ。

是迄布教之儀、且信徒处分之儀、御応接之次第追々承リ、已ニ昨十九日藩庁迄回

(四二表)

答中ニハ寒ニ不可許事ノ件も有之、近日中拙者共、面前ニテ藩庁委員ト貴殿也小栗ト対弁ノ上ハ、何トカ出張所ヨリ応接致ス心得ニ有之、然ルニ本日赤龍丸入港、太政府迄拙者江達書到来、即右信徒处分ノ件ニ説教ノ件共御委任相成、特權許可相成候事ニ有之。右ハ先般已來、政府江上申致置候儀ニテ、本願寺迄ハ応接スル央政府默止致候而ハ、出張役員ハ義務ヲ欠キ、徒爾ニ属シ候儀ニ相成、却テ僧侶ノ義務ヲ尽ニ^{ママ}不及段、慨嘆致居候事ナリ。然ルニ此特權付与セラレ候已上ハ、明後日ヨリ

(四二裏)

藩王ヲ糺明シ、太政府へ伺ヲ経スシテ处分セシ罪ヲ問ヒ、其次ニ流刑等ヲ呼返サセ、其次ニ公然説教ノ儀ヲ布達セシムル順序ニ有之。尚、貴殿対弁ノ義ハ、昨日内談ノ通り書面ヲ以テ出張所江願出ヘシ。是モ拙者ノ都合ニヨリ出席スヘシ。然ル時ハ政府ニ於テ右対弁ノ廉々大ニ心得ニ相成事アルヘシ。尚、右事件相連ニ際シ、藩庁必ス大ニ田原等ヲ怨ル「アルヘケレハ、深ク用心スヘシ。依テ説教場ノ近隣ヘハ巡查ヲ宿シムルヘシ。自然毒害杯ノ事モアルヘケレハ、運人ニ注意スヘシ。先年、鹿児島奉行

(四三表)

ヲ毒殺シタル例モ有之、油断ノナラヌ「なり。拙者も昨年大事件談判ノ砌、水ヲ呑モ運丁ニ飲マシメテ而後自ラ飲「アリ。食物亦然リ。又、拙者ノ門前、土人數百人、党ヲ得テ集ル「モアリ、決テ油断ス可カラス。尚、右是迄ノ応接書類ハ總テ出張所江差出吳ヨト。是ニテ太政府ノ決ヲ取ルヘキ件アリ。不遠内ニ断然タル達シアルヘシ。

右之趣、早速田原、自見等申聞、一同感涙セリ。

(四三裏)

藩庁対辨ノ儀ニ付願²⁹

今般、私共当藩出張之儀ハ別紙御届申上候通、大谷大教正ニ代リ当藩庁江質問ノ件々有之、過日迄屢往復仕候處、最初面談之砌ハ言語不通ノ廉有之ニ付、書面ヲ以テ応答可致吳旨ニ付、其儀ニ任セ候處、回答屢延引ニ及ヒ、私共頗ル迷惑不少。尚、藩庁答書中、却テ疑端相増候廉有之。然処、昨十九日來書中結末ニ、幾回辨論被成候共不相替旨云々、然ル時ハ条理ノ有無ヲ問ハス一切謝絶候様相見、此上贈答モ難相成、去追此儘疑端ヲ抱キ帰京候テハ、大教正江復命ノ廉不相立儀ニ付、尚左ノ条件、藩庁へ質問仕度候條、何卒御繁用中恐縮之次第ニハ候得共、當御出張所

御役員御出坐ノ席ニ於テ藩庁委員ト今一往対辨仕度、此段御願申上候也。

真

十一年八月廿日 権大講義小栗憲一

(四四表)

内務省御出張所長
内務少書記官木梨精一郎殿

一 当藩布教ノ儀ハ、兼テ教部省ヘ届済。尚、内務省ヨリ布教ノ儀ハ官許ヲ受ルニ及サル筋ト可相心得旨、御指令相成候。然処、当藩ニ於テ本宗禁止候儀ハ、内務省ノ御指令ニ相戾不筋ト被存候条、拙者不服ノ廉ニ御座候。

(四四裏)

一 当春已來、本宗信徒数百名、藩庁ヨリ处分相成、右ハ田原法水等ノ言語ヲ以テ藩民ニ聴カシメ、口ト耳ト相授受候ヨリ起因候儀ニ付、全ク寄留人ト藩民ト相關渉スル事件ニ被存候ヘハ、御定規ノ通り御取扱可相成筋ト被存候處、藩庁限り取扱候儀ハ、拙者不服ノ廉ニ御座候。

一 藩庁ニ於テ從前本宗禁止ノ儀ニ候ハ、前以テ其旨大政府ニ可被届置筋ノ処、右届出無之ヨリ、内務省ニ於テモ前陳御指令相成儀ニ可有之左候ヘハ、本宗教會ヨリ巨額ノ金員ヲ費シ教導職ヲ出張為致候儀ハ、全ク当初藩庁ヨリ届出無之ニ起因セリト奉存候。然ルニ今日ニ至リ、謂レナク本宗教導ヲ拒絶候儀ハ、拙者不服ノ廉ニ有之候。

(四五表)

一 権少講義田原法水等ハ元教部省ヘ届済ノ上、本宗管長ノ申付ニヨリ当藩ヘ出張致シ、其砌未夕説教場ヲ不設候ヘ共、人民各自ノ情願ニ任セ、適宜教諭致シ候儀ニ有之候処、藩庁ヨリ之ヲ目シテ陰謀教諭ト致候儀ハ、同人共ノ名譽ニ闕スルハ勿論、本宗教會中如此陰謀者ヲ出張セシメ候筋ニ相当リ、宗門ノ名譽ニモ差響キ候儀ニ付、是亦拙者不服ニ候。

一 当春、藩庁ヨリ大谷大教正宛書面中、当藩ハ素ヨリ儒道ヲ以テ教化ヲ敷キ、規模ヲ立ツト有之。今般、拙者出張実驗候処、禪、真言ノ二宗ハ判然別立ニ有之、前書面トハ事実相違候条、是又拙者不服ノ廉ニ御座候。

一 藩庁ヨリ拙者宛書面中、真宗ヲ容サルハ宗旨ノ

(四五裏)

可否ヲ論セサル儀云々、然処現ニ護国寺、觀音堂等ヘハ人民自由ニ參詣ヲ許シ、本宗説教場ニハ之ヲ禁スルハ頗ル事実相違ノ廉ニ有之、是又拙者不服ノ廉ニ有之。³⁰

本月五日六日、兩度書面ヲ以テ御照会申置候件々、昨十九日御来答之趣致承知候。就テハ拙者疑端之廉釀了致兼候儀モ有之候間、更ニ書面ヲ以テ御尋問申上度候得共、是迺毎度御回答延引ニ相成、頗ル迷惑仕候条、當内務出張所へ願出、同所役員出席ノ坐前ニ於テ今一應御応接申上、篤ト御辨解ニ預り度、即其旨該出張所江願上置候。尚、日限ノ儀ハ同所

(四六表)

御通知可申答ニ候条、此段申上置候也。

真

十一年八月廿日 権大講義小栗憲一

藩序宛

西村

宮里親雲上宅

当説教場之儀狹少ニ付、參詣人不都合不少候ニ付、先般護國寺拝借致度旨、藩序へ願出候処、御差支ノ由ニ候条、前書之家屋借用致度、此儀同人へ御引合被下度、此段申進候也。

(四六裏)

真

十一年八月廿日 権大講義小栗憲一

里主所

湧川親雲上殿

〔翌廿一日差支之旨回答シ来ル〕

辨駁

第一

來書中、信徒ノ罪ハ係ル処實ニ大ナリ。誰カ苛酷ト云ン。人民ノ大幸ナリ。

処分ノ苛酷ト否ト、人民ノ幸不幸トノ議論ハ、已ニ決ヲ公裁輿論ニ取ルヘキ筋トスレハ、強テ辨駁セス。

第二

天淵相異ル律條段々有之。

余カ書面中ニ、「法律ハ各國相準シテ大差ナキヲ保スヘシ」トハ、文明各國ノ交際國ニ就テ論スルナリ。之モ余カ微意、当藩改良シテ文明ニ赴クヲ望ムニ過キス、旧制墨守ノ清國等ヲ例スルニ非ス。藩庁、追々文明ニ進歩スルコトアラハ、

余カ言ノ妄ナラサルヲ曉知スヘシ。文明中、日政府トハ例ノ両属ノ意ニテ認ムルト見タリ。呵々

第三

御内地ハ各自ニ任せ、当藩ハ禁止ニテ、喧嘩等ノ事件トハ相異ル故ニ、藩庁限リ処分致置候。

タトヒ禁例ノ有無異ナルコトアルモ、其事件ハ関渉外ニ相違ナシ。関渉ノ事件ナレハコソ、我教会ノ挙テ

(四七表)

憤慨スル処トナレリ。内地ニハ禁例ナキカ故ニ、之ヲ処スルノ律ナシ。故ニ措テ問ハサルヘシ。田原ト関渉セル事件ハ、コノ措テ問ハサルニ該ルヲ至当トス。又、同人ヘ関セサル從前ノ信徒ハ、藩庁限リ罰金ナリ流刑ナリ適宜処分スヘシ。

左スレハ、同ク念佛スル藩民中ニ於テ、甲ハ不問ニ置キ、乙ヲ罪ヲ科スヘシ。如此ナレハ必ス人民ノ苦情アルヘシ。是、余カ先キニ陳スル如ク、法律ハ一準ナラサル可カラスト掲言スル所以ナリ。

第四

真宗禁止ノ由来ハ、往来城宮回祿ノ時、書類焼二及ビ、其後人民ヘ布達ノ趣意ニテハ、薩摩ノ禁例ニ照準セサル知ルヘシ。
那霸港備瀬親雲上、曾テ田原ニ告ケ曰、当藩從

(四八表)

前、毎歳國民ニ示スノ文ニ、「切支丹宗門ノ儀ハ天下ノ御大禁、一向宗ノ儀ハ御国元ヨリ御制禁」トアリテ、一般熟知ノコトナリ。御国元トハ、旧島津家ヲ措スナリ指。現今、廃藩ナレハ琉球亦此禁ナキ筈ナリ。随意説法セヨト。コレヨリ田原ハ公然教導シテ疑サルナリ。余カ書面ノ主旨ハ、旧島津家ノ覆軋ヲ顧ミヨト藩庁ニ諭スコヽロナリ。強テ禁令ノ出処ヲ辨スルヲ主トセサルハ文ニ就テ見ルヘシ。

第五

真宗ハ王法為本ノ宗義ナリト雖モ、教法ハ彼ニ宜クシテ此ニ不宜。

王法ナキ国ナラハ、真宗モ不宜ヘシ。若、王法為本ノ宗義ハ琉球ニ不宜ト云ハヽ、当藩ハ藩王ノ法ヲ

(四八裏)

奉セサル宗旨ヲ喜フヤ、一笑スヘシ。

第六

日清両属ハ一般人民ノ喜フ処。

余ハ琉球古來ノ国風ヲ挙テ、我真宗ト相戾ラサルヲ陳スルナリ。現今、藩トナリシ該國ノ国風ヲ指スニ非ス。爾ルニ藩序ハ顯然現今ノ両属ヲ主張セル意トミヘタリ。是、國体ニ関スル一大事ニシテ、余輩ノ喙ヲ容ルヘキ筋ニ非ス。唯天ヲ

仰テ啞然スルノミ。

第七

真宗ヲ弘メ候ハ、父ハ儒道ヲ尊ヒ子ハ真宗ヲ信シ、夫婦兄弟朋友ニ至テモ同然両派相成、互ニ相容レサルノ弊ヲ生ス。
現今藩民中、父ハ儒道ヲ尊ヒ、母ハ觀音ニ祈念シ、子ハ

(四九表)

不動ニ立願スルモノアリ。又、隣伍親戚各自信スル所、祈念スル処異ルアリ。夫然リ而互ニ相仇視シ、一家一村不相容モノアルヲ聞カス。況ヤ備瀬其他、真宗信向ノ人民ハ父子兄弟相容レスシテ不都合アルヲ聞カス。畢竟、政治サヘ肅整セハ、豈教法ノ多岐ナルヲ顧ミンヤ。旧対馬藩ノ如キ小島國中ニ於テ數多ノ宗旨アリ、未曾テ紛議アルヲキカス。藩庁ハ架空ノ妄想ヲ以テ我宗ヲ拒ムノ遁辞タルニ過サルノミ。父ハ酒ヲ好ミ、齒ハ餅ヲ好ミ、妻ハ芝居ヲ好ミ、子ハ角撲ヲ好ム。兄弟朋友、各好ム処異ナリ、豈其自由ニ任セサルヲ得ンヤ。若、其好ム処、信スル処ヲ一定セント欲スルハ、頗ル圧制ト云ハサル可ラス。

第九^八

内務省ノ指令ヲ奉シ出張候ハ、藩庁ヘ相達シ、イツレ其道ヲ付候上、布教可致ハ当然。

(四九裏)

内務省ノ指令ニハ、布教ノ儀ハ官許ヲ受クルニ不及筋ト可相心得旨ナリ。藩庁ハ之ト返対セリ。豈不筋ト云サル可ンヤ。
琉球、小政府ニシテ大政府ノ指令ト背馳スルヤ、例ノ嘆願中ヲ口実トスルヤ。

第九

若、国禁ヲ不知ノ致ス所トセハ、明瞭ニ教導着手スヘシ。

本宗禁止ノ儀ハ、藩庁ヨリ大政府ニ届出モナク、又田原等ヘ達シモナシ。誰カ之ヲ知ランヤ。人民各自ノ情願ニ任セ、

適宜教諭スルハ教職ノ本分ナリ。元ヨリ明々瞭々ニ教導着手セリ。乍然其砌、未タ説教場ヲ設ケサル故ニ、別段藩厅江届出ルニ及ハサル筋ナリ。

(五〇表)

第十

不然シテ陰謀二人ヲ教諭候ニ付テハ知テ犯シタルニテ。

藩厅ヨリ達モナク掲示モナシ。誰カ国禁ノ无無ヲ知ランヤ。人民ノ情願ニ任せ、一人ニテモ十人ニテモ陋屋テモ広廈テモ時處諸縁ヲ嫌ハス、適宜二人ヲ導クハ、〔※欄外冒頭 教導職ノ本分ナリ。コノ本分ヲ〕指シテ陰謀トスルヤ。惡名ヲ人ニ加ヘ、田原等ノ名譽ヲ毀損スルハ頗ル藩厅ニハ不似合ノ言ナラスヤ。

第十一

御来書中ノ趣意ハ宗旨論ニ瓦候様相見ヘ。

教法ト云モノハ、各自ノ信向ニ任スヘキ理由ヲ述ル迄ニテ、決テ宗旨論ヲ主張スルニ非ス。

第十二

幾回辨論被成候共、不相替。

(五〇裏)

条理ノ有無ヲ問ハス、概シテ謝絶スル意ナリヤ。コレ頗ル圧制ニ似タリ。大教正ヨリ藩王宛ノ書面中、「疑端积了候様、御示諭相成度」トアリ。今疑端ヲ积了セント欲シ、却テ疑端ヲ抱カシム。コレ大教正ニ対シテハイカナル回答スル意ナリヤ。

第十三

追テ禪、真言等、人民説教等致シ宗旨相弘候儀ニテ無之。

凡宗旨ノ性質ハ自利利他勸善懲惡ノ外ナシ。禪テモ真言テモ性質ヲ具セサレハ、宗旨トハ云ヘカラス。説教セスシテ勸善懲惡スヘキ理由ナシ。当藩二種ノ僧侶ハ无氣无力无智无学ニシテ、人ヲ教導スルコト不能ナリ。内地ノ禪、真言ノ諸僧ハ、ヨク教導スルヲ以テ証トス。宗旨ハ

(五一表)

立置ケトモ、教導セヌト云ハ、猶商賈ハ立置ケトモ売買スルヲ禁シ、農民ハ立置ケトモ耕耘スルヲ禁スルカ如シ。コレ性質ヲ知ラサルノ弊ナリ。嗚呼。

大雨 八月廿一日

藩庁往復書面上申等用向有之、内務省へ出張。引次、鹿児島人數戸ヲ訪フ。
西村、宮里親雲上宅借用ノ儀差支候旨、湧川ヨリ回答シ来ル。

御用候条、明廿二日午前第七時三十分迄ニ当庁へ出頭有之度候也。

十一年八月廿一日

(五一裏)

内務省出張所

権大講義小栗憲一殿

用向ニ付、木梨殿へ至リ候処、前書明廿二日御用呼懸ノ儀ハ、兼而藩庁委員ト対辨致度ニ付、内務出張所官吏出座之上応接被致度趣、右ハ出張所内ニ於テ応接可致旨口達、藩庁ヘモ呼懸ニ遣タル由但法衣着用可認旨ニ有ズ。タリ

八月廿二日

午前七時、出張所へ出頭。

小栗憲一

田原法水

三島秀亮

藩庁委任、既ニ出頭致居候由。^{ママ}

所長へ一礼 前、本願寺

後、藩 庁

右畢而応接所ニ扣、藩吏ハ別室ニ扣。

七時五十分、応接席ニ就ク。着席図ノ如。³¹

応接 「応接聞書キアリ。別冊ヲ製ス。綴込ニ在リ」

第一会

午前七時五十分二始
同十一時終

昼餐下タサレタリ。

第二会

四時
六時終始

右二会終テ信徒処分ノ儀、警視局官吏ヨリ推問、着揚如図。[○]

推問

右畢而応接所ニテ晚餐ヲ被下タリ。兩度

共、御料理ヲ賜ハリ恐入リタル事。

所長、小栗ヲ密ニ喚テ曰、「今晚ハ徹夜推問スル心得ナリ。依テハ（※以下、頁切斷）

（五三表）

※空白

（五三裏）

深更ニ及フヘシ。日今ノ景況、且親見世へ首里ヨリ五十人余モ來リ居リ候由。帰路、萬一異事アランコトヲ恐ル。公等、余ノ帰宅スル時ニ、左右ニ隨ヒ同道シテ帰ルヘシ。故ニ巡查三名ヘ蕉布衣ヲ着服セシメ、土人ノ姿ニ代ヘ護送スルノ用意シタリ」ト。御注意恐懼ニ耐ヘス。

右口達アリ。暫時ヲ過キ亦曰、「推問ノ儀、都合ニ依リ今晚ハ差止メ候ニ付、帰寓可致」旨口達。依テ所長ト同道シテ帰宅セリ。九時十分。

（五四表）

八月廿三日 大雨大雷

昨廿二日、藩庁ノ委員ト対辨ノ儀ニ付伺
〔※欄外冒頭 第一条 本省指令之通リニ候事〕

一 当藩布教之儀、兼テ内務御本省へ相願候処、書面布教之儀ハ官許ヲ受ルニ不及筋ト可心得旨、御指令相成、然処当藩尚従前本宗禁止之由主張致シ、官許ヲ受サレハ布教難相成筋ト相見ヘ候。右ハ如何相心得可然哉。

〔※欄外冒頭 第二条 揭載不相成候事〕

一 昨廿一日御届申上置候書類中、当藩回答ノ書面ニ、「日政府_{日本政府ノヨシコト}清律云々」記載有之、右書面諸新聞紙江公掲不苦旨、当藩委員決答有之。然ルニ退テ熟案仕候処、右ハ御国權ニ差響キ候儀ニ被存候得共、決答ノ意赴ニ任セ公掲不苦儀ニ候哉。

(五四裏)

〔※欄外冒頭 第三条 新聞紙掲載スヘキ地方ノ警察官ヘ届出、指図ヲ受クヘキ事。／明治十一年八月廿九日／在琉球藩内務省出張所 ママ □〕

一 同前御届書面中并ニ昨廿二日対辨中、御国權ニ相関シ不申事項ハ總テ諸新聞紙ヘ投記不苦儀ニ候哉。右三件、何分之御指令被成下度、此段御伺申上候也。

真宗東派本願寺役者

十一年八月廿三日 権大講義小栗憲一

内務省御出張所長

内務少書記官木梨精一郎殿

右、自見凌雲、持參。

午後、木梨貴寓ニ至ル。

雨 八月廿四日

午前七時、内務省ニ出頭。

右ハ廿二日、出張所ニ於而応接等被申付、御礼且借宅并ニ運人之儀上申。

内務出張官員并警部等記

〔陸軍中佐兼少書記官兼判事、内務出張所長〕 木梨精一郎
〔内務四等属兼判事補〕 川崎 弼

〔ノ 五等属兼同〕 伊藤 忠雄

〔ノ 七等属兼同〕 河井 淡

〔ノ 十等属〕 境野 大吉

〔内務省御用掛〕 原 澄斎

〔等外二等〕 伊奈 訓

〔等外雇〕 長野 篤亮

〔權少警部〕

〔警部補〕

〔同〕

巡查

〔二等〕

〔同〕

〔同〕

〔三等〕

藏重猪之助

山本 龍秋

岡村 嶽松

小館 実一

(五五裏)

〔同〕

若林 秀次

〔ク〕

三橋 勝助

〔ク〕

徳永 道

〔四等〕

戸井田研精

〔ク〕

高山 政彦

一昨廿二日、内務省御出張所ニ於テ御応接事件ノ内、書面差出候筋御約諾仕置候処、其末御同所ヨリ御達之趣有之、最早書面差出候儀無益ニ属シ候間、左様御心得可有之、此段及御通知候也。

明治十一年八月廿四日 琉球藩厅

小栗憲一殿

(五六裏)

半晴 八月廿五日

午前、古波蔵村、熊本鎮台分遣隊ニ至ル。

接見 山寄陸軍少尉

脇屋陸軍医

午後三時、藩王より大教正殿下江寄贈品、持参シ来ル。

目録三ツ折

紺地縞細上布

三端

紺縞細上布

三端

縞紺

三端

燒酌

武端

壺壺

(五七表)

大谷大教正殿ヨリ藩王病中御見舞トシテ珍品三種御寄贈、御自分ヨリモ茗茶六壺進呈、御厚志之至被奉感謝候。仍テ別録両通之通、藩王ヨリ進呈被致候間、御収納大教正殿江毛宜敷御進達被成度、此段御依頼旁申上候也。

十一年八月廿五日

琉球藩厅

小栗憲一殿

使者

御用物座

伊波里之子

御用物座

錢御藏

与儀筑登之

(五七裏)

用向ニ付、木梨貴館ニ至ル。

夜、末広警部、来ル。

八月廿六日

藩王殿ヨリ大谷大教正へ御返礼トシテ、目録一通、箱壹包、酌壺一個、右昨日御送致相成、正ニ致落手、早速相届可申上。尚、拙者ヘモ御目録之通り物品御恵贈被成下、謹テ奉拝領候条、宜敷御礼詞御申上被下度奉願候。畢テ拙者、今度赤龍丸

便船ニテ帰京仕候条、此段申上候也。

真

十一年八月廿六日 権大講義小栗憲一

(五八裏)

藩序宛

昨日私状中申上置候、陰謀ノ文字取替云々之件、本日藩序ヨリ書面到来之処、何為由所以モナク、徒取替云々ト有之。右ハ先般御対弁之砌、申上置候通り已ニ内務省ヘモ右書類ハ悉皆差出置、且田原ハ殊ノ外不安心ニテ、已ニ其筋ニ願出候義ニ候ヘハ、今更只取替ヨト被仰

(五八裏)

聞ノミニテハ田原モ承知難致旨申出候。依テ此儀ハ何卒当家山城筑登之江御内命ヲ以テ程能取計ハセ候ハ、至極穩便ト被存候条、可然御取扱被成度右申上候。早々頓首。

十一年八月廿六日 小栗憲一

親里親雲上殿

様

親里カミリ小栗コマツへ使来ル、品物持參。

古波鮫マダラ筑ツク登アガ之

八月廿七日

朝、三ツ折御本尊ヒサシタケル五十五十（五）着。

末広直哉、伊奈訓、来ル。

夜、原上、来ル。

八月廿八日

久富、原上、河井、来ル。

午後五時、陰謀云々ノ儀三付來ル○○、山城筑ツク登アガ之、書面フジマツ持來ル。其書ニ云、

○去ル十九日附ヲ以藩ヨリ貴殿カミ宛スル書面フジマツ中、田原氏陰謀カミ之文言有リ之、右陰謀カミ之字ハ全ク筆者ハタハタ之寫誤ハタハタニ有リ之候間、書面フジマツ御取替ハタハタ相成度、尚田原氏ヨリへ直談辨解致置候。

(五九表)

(五九裏)

明治十一年

山城筑登之

八月廿八日

小栗憲一殿

夜、木梨貴館ニ至ル。

晴 八月廿九日

(六〇裏)

本月廿日、当藩王尚泰等係ル誹謗訴状差出置候処、今度双方熟談仕、別紙之通り和解仕候条、何卒前訴状御下被成下度、此段御願申上候也。

琉球那霸湧田村山城筑登之方寄留

大分県平民

明治十一年八月廿九日

教導職試補 自見凌雲

〃 権少講義 田原法水

(六〇裏)

内務省出張所長

内務少書記官木梨精一郎殿

御届

私共儀、明三十日拔錨赤龍丸便船二テ帰京仕候条、此段御届申上候也。

琉球那霸湧田村山城筑登之方寄留

真宗本願寺役者

十一年八月廿九日 訓導 三島秀亮

同

權大講義 小栗憲一

内務省御出張所内

警視署

御中

八月卅日、那霸港発舡。卅一日、九月一、二日、大島滯泊。四日、鹿児島着。十日夜、神戸着。翌十一日、帰京。
琉球説教場半鐘銘

正覺大音 響流十方 二諦相資 真宗輝揚

明治十一年九月日

真宗東派本願寺役者

權大講義 小栗憲一敬誌

(六一表)

琉球説教場在勤 権少講義 田原法水

教導職試補 自見凌雲

同 德永賢誠

同場講中

塩谷清兵衛

淵上休兵衛

川崎 拓二

小牧 藤介

高崎新之介

濱崎八郎左衛門

淨 喜 財 捐

右野田性海江書セシム

先般、権大講義小栗憲一、琉球へ被差遣候之際、縷々御照会之趣了承。権大講義ハ頗ル尽力ニテ、益々良民敬慕シテ止サルニ至至候ハ、全ク同職ノ誠心ニ出タリ。往キ二三百六十九人ノ信徒処刑ノ儀ハ、近頃藩庁へ推問ニ及ヒ候。明卅日、権大講義発程、帰京可相成ニ付、詳細ノ件々ハ御写取可有之ト被存候。右ハ不敢御廻答旁、此段申進候也。

在琉球藩内務出張所

明治十一年八月廿九日 内務少書記官木梨精一郎

大教正大谷光勝殿

〔附属書翰〕

○封筒

表 庶務課四級出仕小栗憲一殿

裏 十二年三月八日／六級出仕并山覺了

（※封に、「並山」印あり）

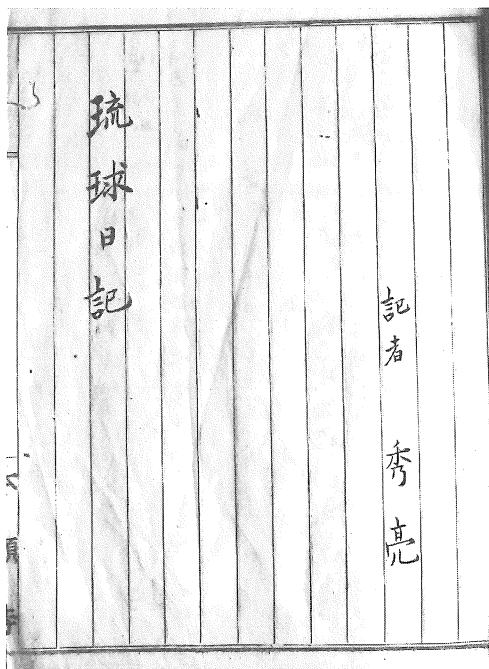
○書翰

庶務副長死去ニ付、庶務副長心得、本日貴殿へ御達可相成之処、過日來當病御引籠ニ付、書面ヲ以御伝達ニ可及旨、上局
右被申付候間、右御心得置相成度、此段申進候也。

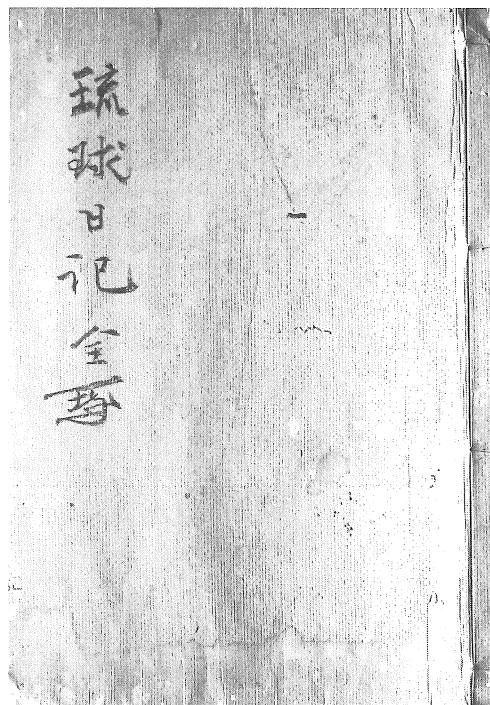
本局

十二年三月八日 六級出仕并山覺了 「並山」印

庶務課四級出仕小栗憲一殿



写真②封面



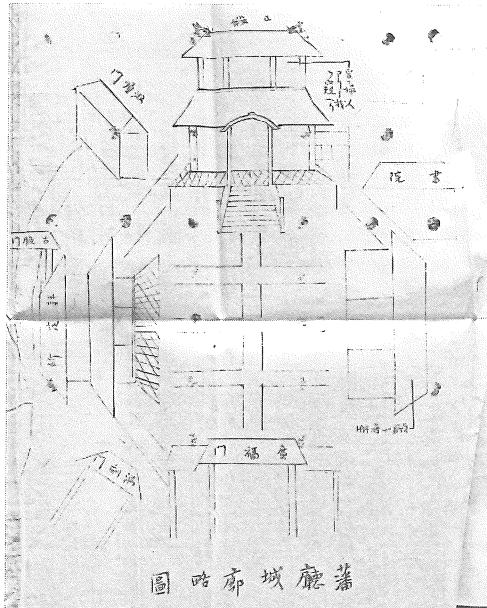
写真①表紙

写真④対談図（一二丁表）

(上) トコ 唐画山水ノ軸ヲ懸ク。(右) 親里、阿波根、摩文仁。(左) 小栗、田原、三島。

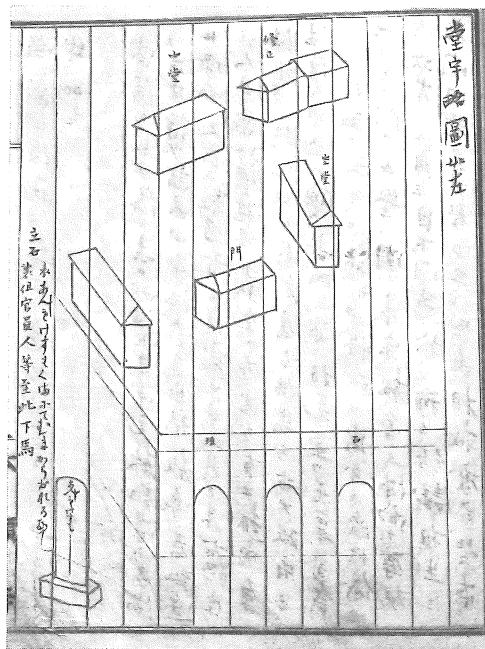
晴 七月十九日 九十一度
夜十時那覇港着左記所寓居ラトス
湯田山城筑登之
本願寺派出假説教場
雨 七月三十日 八十九度
御届西
私共儀教用三日昨十九日午後十二時當地四鈴
越後條此段御届申上候也
湯田山城筑登之方止宿
草宗東洲本願寺役者
訓 三島秀吉

写真③一丁表



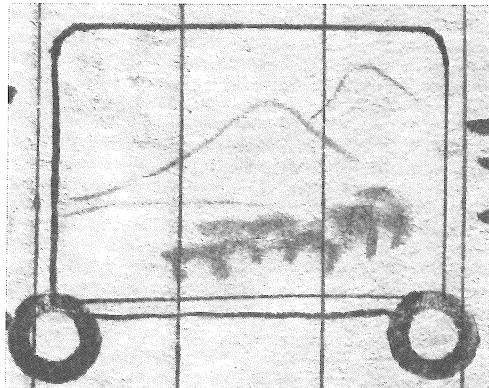
写真⑥藩庁城廓略図（三五丁裏）

(上) 正殿 爰ニ婦人アリ、我ヲ窺ヘリ。(右) 書院(右下)
此所ニテ喫茶(左上) 淑順門(左) 古腋門(左) 評定所(左
下) 漏刻門(下) 広福門

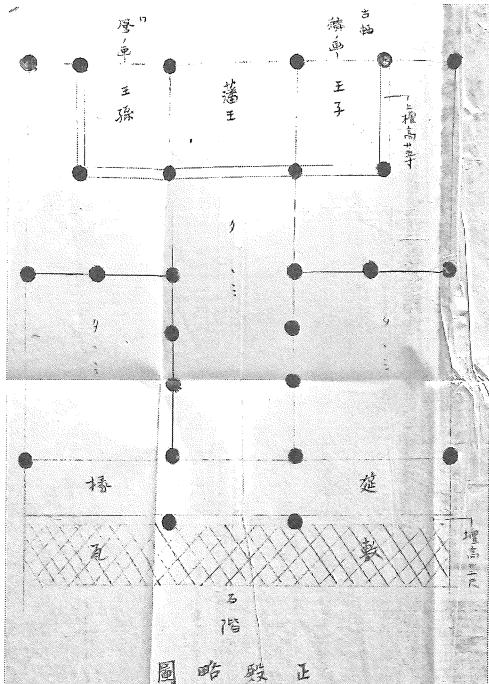


写真⑤堂宇略図（一三丁表）

(右上) 修正、(左上) 中堂、(右下) 空堂、(中心) 門、(下) 石垣、(左下) 立石が朱筆で描かれているほか、立石の銘文に「表、あんしもけすもくまにてむまからおれるへし(※追司も下衆も隅にて馬から下れるべし)。」裏、但官員人等至此下馬」とある。



写真⑧屏風図（三六丁裏）



写真⑦正殿略図（三五丁裏）

(一段目中央) 藩王(同右) 古軸／鱗ノ画。王子。上檀高サ五寸(同左) 同／鳳ノ画。王孫(二段目中心・右・左) タ・ミ(三段目) 筋桟、壇高サニ尺(四段目) 敷瓦(五段目) 石階

この運動により、從来は一向宗と呼称されていた宗名は淨土真宗に変更された。
春秋社、昭和四十三年。

19 3 2 1 註
山喜房佛書林、平成十五年。

川邊雄大「明治期東本願寺の布教活動—琉球・清国・朝鮮を例として—」(石田肇教授退休記念事業会『石田肇教授退休記念論集 金壺集』、平成二十五年)。
川邊雄大「善教寺藏・『田原法水略歴』および『田原法水紀功碑』(草稿)について」(國士館大学経済学研究所『國士館大学経済学研究紀要』第二六号、平成二十六年)。

川邊雄大「明治期東本願寺の布教について—田原法水・小栗布岳を例として」(淡窓研究会『淡窓研究会会報』第七号、平成二十六年)。

町泉寿郎「松本白華・歐州・中国を見た人の沈黙」(小川原正道編『近代日本の仏教者—アジア体験と思想の変容』、慶應義塾大学出版会、平成二十二年)。
維新後、東本願寺は小栗憲一や松本白華の尽力により三條実美や江藤新平ら新政府要人と関係を構築するが、彼等は征韓論(明治六年の政変)により失脚したため、大久保利通と新たに関係を構築したのであった。

高西賢正『東本願寺上海開教六十年史』(昭和十二年)二七五頁、「資料第十一号 石川舜台師の懐旧談」に、「わしらの洋行から帰つたのは明治七年(※六年に誤り)」ちや。帰つては来たがそれに世話になつた三條実美・江藤新平諸卿は、内閣の騒動で退いて仕舞つた。そこで江藤の代りに大久保利通に話し込んで(以下略)との記述がある。

7 「朝野新聞」の主宰者である成島柳北は、明治初年に浅草本願寺で教師をつとめ、新門主・現如(大谷光瑩)の海外視察に同行し、帰国後は東本願寺内に設置された翻訳局の局長をつとめるなど、東本願寺と近い人物であった。

8 『沖縄県史』十二巻(琉球政府、昭和四十一年)、一八三頁。
法水は琉球処分後も那覇に一人残り布教活動を続け、昭和二年(一九二七)に歿するまで真教寺住職つとめるかたわら、監獄布教や出所者の更正保護活動に尽力した。

9 布哇仏教会、昭和三年。

10 大正十三年。『明治百年叢書』(原書房、昭和四十六年)および『東恩納寛惇全集』二巻(第一書房、昭和五十三年)に再録する。

11 12 13 14 15 16 17 18 註8に掲出。
那覇市役所『那覇市史』資料編第二巻中の四(企画部市史編集室、昭和四十六年)。

琉球大学教育学部『琉球大学教育学部紀要第一部』第二七巻(昭和五十九年)。その後、本稿は菊山正明『明治国家の形成と司法制度』(御茶の水書房、平成五年)に採録されている。

鳥海靖等編『日本立憲政治の形成と変質』(吉川弘文館、平成十七年)。
善教寺藏。

10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 『法難史』(註10に抽出)、五五頁。

「琉球応接綴込」(善教寺藏)中に収録する、「琉球藩信徒処分事件ニ付、松田内務大書(※記)官弁ニ吉原大蔵大書記官ニ承合候處、示諭之趣概畧左ノ如シ」に、松田道之の発言として、「該藩応接ノ砌、内務出張所へ取次杯ヲ依頼スルハ不可ナリ。何トナレハ該藩益嫌疑ヲ生シ、官ト本願寺ト合体セルヤフニ誤認スヘシ。且教法ハ全ク政治ト各別ナルモノナレハ其辺ヲモ該藩ニ申聞ケ。直ニ応接セハ却テ彼意底モ解ル「アルヘシ」とある。なお、本資料によると、政府は藩庁の裁判権行使を問題視する一方、吉原大蔵大書記官は、政府がキリスト教を公認せず黙認している現時点においては、外國からの干渉を避けるためにも、宗教上の理由(信教自由)で政府が介入・取締を行ふことは適切でない旨を述べている。

「琉球出張 対辨筆記 秘密実録」(善教寺藏)。

『原史』（註8に掲出）、二六七頁、「一六一 琉球藩ニ於テ管下人民真宗信仰ノ者ヲ私ニ処刑セシニ付処分ノ件」（第一付属書2）。

恩納間切のことか。

以下、『市史』（註13に掲出）二八一頁、【五七〇】

（※資料番号（明治十一年七月廿四日）の末尾と同文。

以下、『市史』（註13に掲出）二八一頁、【五七一】（明治十一年八月二日）と同文。

以下、『市史』（註13に掲出）二八一頁、【五七二】（明治十一年八月四日）と同文。

以下、『市史』（註13に掲出）二八二頁、【五七三】（明治十一年八月五日）と同文。

『市史』（註13に掲出）二八二頁、【五七三】は、「説教規則」および「説教規則」を記載するが、本日記は収録せず。

以上、『市史』（註13に掲出）二八五頁、【五七四】（明治十一年八月六日）と同文。

以上、『市史』（註13に掲出）二八六頁、【五七五】（明治十一年八月十九日）と同文。【五七五】末尾に収録する「違令」は、本日記では八月四日に収録する。

以下、『市史』（註13に掲出）二八七頁、【五七六】（明治十一年八月廿一日）と同文。

以下、『市史』（註13に掲出）二八六頁、【五七六】（明治十一年八月廿日）と同文。

本日記に「着席図」は収録せず。

本稿執筆あたり、善教寺住職・桑門超氏、東本願寺沖縄別院・長谷暢氏、真教寺副住職・田原大興氏、咸宜園教育研究センターセンター、佐伯史談会の方々には、資料の閲覧・撮影等に御高配を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本稿は、日本学術振興会・平成二十四年度・二十六年度・科学研究費補助金・基盤研究(C)「北九州の真宗を例とした仏教近代化に関する基礎的研究」（文化

附記 本稿は、日本学術振興会・平成二十四年度・二十六年度・科学研究費補助金・基盤研究(C)「北九州の真宗を例とした仏教近代化に関する基礎的研究」（文化

学、研究課題番号24617018、研究代表者・川邊雄大）による研究成果の一部をなすものである。

本稿は、日本学術振興会・平成二十四年度・二十六年度・科学研究費補助金・基盤研究(C)「北九州の真宗を例とした仏教近代化に関する基礎的研究」（文化

学、研究課題番号24617018、研究代表者・川邊雄大）による研究成果の一部をなすものである。